

## 仙台市地域防災計画（地震・津波災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考
地震・津波 災害対策 編 P8  第1章 第3節 適切な避 難行動を 行う	<b>2. 津波からの避難行動【市民・企業・地域団体等】</b> 仙台市では、東日本大震災の津波被害、津波浸水区域等を踏まえ、津波が発生した場合に避難を要する区域として「津波避難エリア」を設定し、浸水のおそれの高い方から順に、エリアⅠ・エリアⅡと設定しています。 また、津波災害の発生のおそれがある場合、津波避難エリアに避難勧告等を発令し、迅速な避難を呼びかけます。該当する地域にいる人は、次により迅速な避難を行います。 （資料3-4「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照）  （1）（略）  （2）津波災害における避難開始の時期 ア 強い揺れを感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れが続いたとき イ 津波警報等や避難勧告等が、次により伝達されたとき ① 仙台市津波情報伝達システム（エリア内の屋外拡声装置）からの伝達 ② ヘリコプターや消防車両等による伝達 ③ 町内会長等からの伝達 ④ テレビ、ラジオ等の報道機関を通じた伝達 ⑤ 杜の都防災メールからの伝達 ⑥ 緊急速報メールからの伝達	<b>2. 津波からの避難行動【市民・企業・地域団体等】</b> 仙台市では、東日本大震災の津波被害、津波浸水区域等を踏まえ、津波が発生した場合に避難を要する区域として「津波避難エリア」を設定し、浸水のおそれの高い方から順に、エリアⅠ・エリアⅡと設定しています。 また、津波災害の発生のおそれがある場合、津波避難エリアに避難勧告等を発令し、迅速な避難を呼びかけます。該当する地域にいる人は、次により迅速な避難を行います。 （資料3-4「津波からの避難の手引き（暫定版）」参照）  （1）（略）  （2）津波災害における避難開始の時期 ア 強い揺れを感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れが続いたとき イ 津波警報等や避難勧告等が、次により伝達されたとき ① 仙台市津波情報伝達システム（エリア内の屋外拡声装置）からの伝達 ② ヘリコプターや消防車両等による伝達 ③ 町内会長等からの伝達 ④ テレビ、ラジオ等の報道機関を通じた伝達 ⑤ 杜の都防災メールからの伝達 ⑥ 緊急速報メールからの伝達 ⑦ <u>仙台市危機管理室ツイッター</u>	内容の適正化
地震・津波 災害対策 編 P14  第1章 第6節 避難所を 主体的に 運営する	<b>1. 避難所の開設</b> 避難所は、「避難所開設基準」に基づき、区災害対策本部の判断による開設を基本としますが、地震災害では判断を仰ぐいとまがないことが想定されるため、その場合は、市から派遣される避難所担当職員、避難所の施設管理者、地域団体等の判断により、避難者を収容するなどの応急的な対応を行うこととしています。 地域団体は、市や施設との事前協議で定めた方法に基づき、夜間などで避難所担当職員や施設管理者の到着が遅くなる場合は、避難所の開錠、安全確認、避難者の <u>収容</u> を行います。	<b>1. 避難所の開設</b> 避難所は、「避難所開設基準」に基づき、区災害対策本部の判断による開設を基本としますが、地震災害では判断を仰ぐいとまがないことが想定されるため、その場合は、市から派遣される避難所担当職員、避難所の施設管理者、地域団体等の判断により、避難者を受け入れるなどの応急的な対応を行うこととしています。 地域団体は、市や施設との事前協議で定めた方法に基づき、夜間などで避難所担当職員や施設管理者の到着が遅くなる場合は、避難所の開錠、安全確認、避難者の <u>受け入れ</u> を行います。	防災基本計画の修正の反映
地震・津波 災害対策 編 P16  第1章 第6節 避難所を 主体的に 運営する	<b>2. 避難所の運営【市民・地域団体等】</b> 避難所運営に必要な様々な活動を円滑に行うため、連合町内会等の地域団体及び避難者、市が派遣する避難所担当職員、施設の管理者・職員からなる「避難所運営委員会」を立ち上げ、組織的な活動を実施します。 避難所では、そこにいる人全員がそれぞれの役割を果たすとともに、情報を共有しながら、相互に連携して各種活動を実施します。 （参考：「避難所運営マニュアル」）  （1）地域団体とその役割 （略）  （2）避難者とその役割	<b>2. 避難所の運営【市民・地域団体等】</b> 避難所運営に必要な様々な活動を円滑に行うため、連合町内会等の地域団体及び避難者、市が派遣する避難所担当職員、施設の管理者・職員からなる「避難所運営委員会」を立ち上げ、組織的な活動を実施します。 避難所では、そこにいる人全員がそれぞれの役割を果たすとともに、情報を共有しながら、相互に連携して各種活動を実施します。 （参考：「避難所運営マニュアル」）  （1）地域団体とその役割 （略）  （2）避難者とその役割	

	<p>(略)</p> <p><b>【参考】市・区・施設の対応</b></p> <p>1. 市・区の役割 市や区では、避難所担当職員を派遣し、避難所の立ち上げを共に行い、その後は、避難所との情報伝達を密に行いながら、避難所への必要物資の手配や災害情報の提供等を行うとともに、避難所内から要請や依頼のあった課題の解決を図ります。</p> <p>2. 避難所担当職員の役割 市が避難勧告等を発令した場合、又は市内で震度6弱以上の地震が発生した場合に、各指定避難所へ職員を派遣します。避難所担当職員は、避難所運営委員会による運営全般に携わるとともに、主に、区本部との情報伝達により、避難所内の課題解決に向けた要請や調整を行います。また、避難者のニーズの把握、災害時要援護者や男女のニーズへの配慮、健康管理やプライバシーへの配慮等に努めます。</p> <p>3. 施設管理者・職員の役割 避難所施設の施設管理者や職員は、避難所内の居住スペースや共有スペースを設置する際の調整や助言を行うなど、施設の活用に関するを中心に、運営の支援を行います。</p>	<p>(略)</p> <p><b>【参考】市・区・施設の対応</b></p> <p>1. 市・区の役割 市や区では、避難所担当職員を派遣し、避難所の立ち上げを共に行い、その後は、避難所との情報伝達を密に行いながら、避難所への必要物資の手配や災害情報の提供等を行うとともに、避難所内から要請や依頼のあった課題の解決を図ります。</p> <p>2. 避難所担当職員の役割 市が避難勧告等を発令した場合、市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、又は津波注意報が発表された場合に、各指定避難所へ職員を派遣します。避難所担当職員は、避難所運営委員会による運営全般に携わるとともに、主に、区本部との情報伝達により、避難所内の課題解決に向けた要請や調整を行います。また、避難者のニーズの把握、災害時要援護者や男女のニーズへの配慮、健康管理やプライバシーへの配慮等に努めます。</p> <p>3. 施設管理者・職員の役割 避難所施設の施設管理者や職員は、避難所内の居住スペースや共有スペースを設置する際の調整や助言を行うなど、施設の活用に関するを中心に、運営の支援を行います。</p>	<p>内容の適正化</p>
<p>地震・津波 災害対策 編 P19</p> <p>第1章 第6節 避難所を 主体的に 運営する</p>	<p><b>3. 避難所運営委員会の活動【市民（避難者）・地域団体等】</b> 避難所運営委員会による運営は、避難所運営マニュアルに基づき、主に以下のことを行います。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所運営で行う主な活動 ア～キ (略)</p> <p>ク 水の確保（衛生班） 避難所における断水時の飲料水、生活用水については、以下の方法により確保し、効率的に活用します。</p> <p>①備蓄物資、避難者が持参した家庭内備蓄等の活用</p> <p>②施設の受水槽の活用</p> <p>③非常用飲料水貯水槽が設置されている避難所については、<u>区本部を通じて水道部へ給水所の開設を要請</u></p> <p>④給水車による応急給水について、区本部を通じて水道部に要請</p> <p>⑤主にトイレの雑用水等については、<u>学校プールの貯留水や河川の水を活用</u></p>	<p><b>3. 避難所運営委員会の活動【市民（避難者）・地域団体等】</b> 避難所運営委員会による運営は、避難所運営マニュアルに基づき、主に以下のことを行います。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所運営で行う主な活動 ア～キ (略)</p> <p>ク 水の確保（衛生班） 断水時の飲料水、生活用水については、以下の方法により確保し、効率的に活用します。</p> <p>①備蓄物資、避難者が持参した家庭内備蓄等の活用</p> <p>②施設の受水槽の活用</p> <p>③災害時給水栓が設置されている避難所については、<u>災害時給水栓を立ち上げて給水所を開設し、区本部に報告</u></p> <p>④非常用飲料水貯水槽など、<u>その他の応急給水については、区本部を通じて水道部に要請</u></p> <p>⑤主にトイレの雑用水等については、<u>学校プールの貯留水を活用</u> なお、市内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、<u>災害時給水栓が設置されている避難所については、避難所の蛇口から水が確保できる場合でも、災害時給水栓を立ち上げて給水所を開設するものとします。</u></p>	<p>内容の適正化 ※災害時給水栓 の開設に関する 事項の追加</p>
<p>地震・津波 災害対策 編</p>	<p><b>【参考】市の取り組み</b> 1～4. (略)</p>	<p><b>【参考】市の取り組み</b> 1～4. (略)</p>	

<p>P24</p> <p>第1章 第9節 広聴相談 を利用する</p>	<p>5. 女性支援センターの設置</p> <p>市民部は、<u>専門相談窓口の1つとして女性のための相談窓口を設置するとともに、仙台市男女共同参画推進センター内に、女性支援センターを設置し、同センターを運営するせんだい男女共同参画財団と共に、被災女性のニーズの把握に努め、NPO 団体等との連携を図りながら、必要な対応を行います。</u></p>	<p>5. 女性支援センターの設置</p> <p>市民部は、<u>仙台市男女共同参画推進センター内に女性支援センターを設置し、専門相談窓口の一つとして女性のための相談窓口を開設するとともに、同センターを運営するせんだい男女共同参画財団と共に、被災女性のニーズの把握に努め、NPO 団体等との連携を図りながら、必要な対応を行います。</u></p>	<p>表現修正 (関係各局意見 反映)</p>																								
<p>地震・津波 災害対策 編 P29</p> <p>第2章 第1節 応急対策 の流れ</p>	<p>本節では、発災後に実施すべき各応急対策における経過時間ごとの目標について定める。</p> <table border="1" data-bbox="413 505 1339 1031"> <thead> <tr> <th>時間 応急対策</th> <th>地震発生 ～ 24 時間 位まで</th> <th>発災後 24 時間位 ～ 3 日 後位</th> <th>発災後 3 日位 ～ 1 か月 後位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部 運営</td> <td>○災害対策本部等の 設置・運営 ○職員の安否確認 ○以下表中の対策の 方針決定・指示</td> <td>○災害対策本部等の 運営 ○以下表中の対策の 方針決定・指示</td> <td>※同左</td> </tr> <tr> <td>避難・避難所運 営</td> <td>○避難勧告等の実施、 伝達 ○避難誘導 ○避難所の開設 ○災害用簡易組立ト イレの設置 ○避難人員、状況の把 握</td> <td>○避難所の運営支援 ○避難所への食料、物 資の供給 ○避難人員、状況の把 握</td> <td>※左欄のほかに ○避難者の生活実態 の把握 ○避難所の集約、閉鎖</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	時間 応急対策	地震発生 ～ 24 時間 位まで	発災後 24 時間位 ～ 3 日 後位	発災後 3 日位 ～ 1 か月 後位	災害対策本部 運営	○災害対策本部等の 設置・運営 ○職員の安否確認 ○以下表中の対策の 方針決定・指示	○災害対策本部等の 運営 ○以下表中の対策の 方針決定・指示	※同左	避難・避難所運 営	○避難勧告等の実施、 伝達 ○避難誘導 ○避難所の開設 ○災害用簡易組立ト イレの設置 ○避難人員、状況の把 握	○避難所の運営支援 ○避難所への食料、物 資の供給 ○避難人員、状況の把 握	※左欄のほかに ○避難者の生活実態 の把握 ○避難所の集約、閉鎖	<p>本節では、発災後に実施すべき各応急対策における経過時間ごとの目標について定める。</p> <table border="1" data-bbox="1596 505 2522 1094"> <thead> <tr> <th>時間 応急対策</th> <th>地震発生 ～ 24 時間 位まで</th> <th>発災後 24 時間位 ～ 3 日 後位</th> <th>発災後 3 日位 ～ 1 か月 後位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部 運営</td> <td>○災害対策本部等の 設置・運営 ○職員の安否確認 ○以下表中の対策の 方針決定・指示</td> <td>○災害対策本部等の 運営 ○以下表中の対策の 方針決定・指示</td> <td>※同左</td> </tr> <tr> <td>避難・避難所運 営</td> <td>○避難勧告等の実施、 伝達 ○避難誘導 ○避難所の開設 ○災害用簡易組立ト イレの設置 ○避難人員、状況の把 握</td> <td>○避難所の運営支援 ○避難所への食料、物 資の供給 ○避難人員、状況の把 握</td> <td>※左欄のほかに ○避難者の生活実態 の把握 ○避難所の集約、閉鎖</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	時間 応急対策	地震発生 ～ 24 時間 位まで	発災後 24 時間位 ～ 3 日 後位	発災後 3 日位 ～ 1 か月 後位	災害対策本部 運営	○災害対策本部等の 設置・運営 ○職員の安否確認 ○以下表中の対策の 方針決定・指示	○災害対策本部等の 運営 ○以下表中の対策の 方針決定・指示	※同左	避難・避難所運 営	○避難勧告等の実施、 伝達 ○避難誘導 ○避難所の開設 ○災害用簡易組立ト イレの設置 ○避難人員、状況の把 握	○避難所の運営支援 ○避難所への食料、物 資の供給 ○避難人員、状況の把 握	※左欄のほかに ○避難者の生活実態 の把握 ○避難所の集約、閉鎖	<p>内容の適正化 ※災害時給水栓 の開設に関する 事項の追加</p>
時間 応急対策	地震発生 ～ 24 時間 位まで	発災後 24 時間位 ～ 3 日 後位	発災後 3 日位 ～ 1 か月 後位																								
災害対策本部 運営	○災害対策本部等の 設置・運営 ○職員の安否確認 ○以下表中の対策の 方針決定・指示	○災害対策本部等の 運営 ○以下表中の対策の 方針決定・指示	※同左																								
避難・避難所運 営	○避難勧告等の実施、 伝達 ○避難誘導 ○避難所の開設 ○災害用簡易組立ト イレの設置 ○避難人員、状況の把 握	○避難所の運営支援 ○避難所への食料、物 資の供給 ○避難人員、状況の把 握	※左欄のほかに ○避難者の生活実態 の把握 ○避難所の集約、閉鎖																								
時間 応急対策	地震発生 ～ 24 時間 位まで	発災後 24 時間位 ～ 3 日 後位	発災後 3 日位 ～ 1 か月 後位																								
災害対策本部 運営	○災害対策本部等の 設置・運営 ○職員の安否確認 ○以下表中の対策の 方針決定・指示	○災害対策本部等の 運営 ○以下表中の対策の 方針決定・指示	※同左																								
避難・避難所運 営	○避難勧告等の実施、 伝達 ○避難誘導 ○避難所の開設 ○災害用簡易組立ト イレの設置 ○避難人員、状況の把 握	○避難所の運営支援 ○避難所への食料、物 資の供給 ○避難人員、状況の把 握	※左欄のほかに ○避難者の生活実態 の把握 ○避難所の集約、閉鎖																								
<p>地震・津波 災害対策 編 P32</p> <p>第2章 第2節 災害対策 活動体制</p>	<p>3. 災害警戒本部体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 警戒本部の組織</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>警戒本部長：危機管理監 警戒副本部長：危機管理室長、危機管理室参事、総務局総務部長 警戒部長：危機管理室危機管理課長、危機管理室防災都市推進課長、 危機管理室減災推進課長、総務局庶務課長</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>区警戒本部長：区民部長 区警戒副本部長：区民生活課長 総務課長 まちづくり推進課長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>警戒対象部局関係課長</p> </div> </div> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 警戒本部の庶務</p> <p>警戒本部の庶務は、危機管理室危機管理課、危機管理室防災都市推進課、危機管理室減災推進課、総務局</p>	<p>3. 災害警戒本部体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 警戒本部の組織</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>警戒本部長：危機管理監 警戒副本部長：危機管理室長、危機管理室参事、総務局総務部長 警戒部長：危機管理室危機管理課長、危機管理室防災計画課長、 危機管理室減災推進課長</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>区警戒本部長：区民部長 区警戒副本部長：区民生活課長 総務課長 まちづくり推進課長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>警戒対象部局関係課長</p> </div> </div> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 警戒本部の庶務</p> <p>警戒本部の庶務は、危機管理室危機管理課、危機管理室防災計画課、危機管理室減災推進課、消防局指令</p>	<p>事務分掌規則改 正の反映</p>																								

	<p>庶務課及び消防局指令課が行う。</p> <p>(6)～(10)(略)</p>	<p>課が行う。</p> <p>(6)～(10)(略)</p>	<p>事務分掌規則改正の反映</p>																														
<p>地震・津波災害対策編 P32</p> <p>第2章 第2節 災害対策活動体制</p>	<p><b>4. 災害対策本部体制</b></p> <p>市長は「仙台市災害対策本部運営要綱」に基づき、仙台市災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置し、総合的な災害対策を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 市内で震度5弱以上を観測する地震が発生したとき</p> <p>② 宮城県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき</p> <p>③ 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき</p> <p>④ 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき （③の場合を除く）</p> <p>⑤ 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき</p> <p>⑥ その他市長が必要と認めるとき</p> </div> <p style="text-align: right;">（資料2-2「仙台市災害対策本部運営要綱」参照） （資料2-3「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」参照）</p> <p>(1)～(5)(略)</p> <p>(6) 災対本部事務局</p> <p><b>ア 構成</b></p> <p>災対本部事務局の構成は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">事務局長</td> <td colspan="2">危機管理室長</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">事務局次長</td> <td>危機管理室参事</td> <td>総務局総務部長</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">総括担当課長</td> <td>危機管理室危機管理課長 危機管理室減災推進課長</td> <td>危機管理室防災都市推進課長 総務局庶務課長</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">広報担当課長</td> <td colspan="2">総務局広報課長</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">事務局員</td> <td>危機管理室危機管理課員 危機管理室減災推進課員 総務局庶務課員</td> <td>危機管理室防災都市推進課員 総務局広報課員 消防局指令課員 指定動員職員</td> </tr> </table>	事務局長	危機管理室長		事務局次長	危機管理室参事	総務局総務部長	総括担当課長	危機管理室危機管理課長 危機管理室減災推進課長	危機管理室防災都市推進課長 総務局庶務課長	広報担当課長	総務局広報課長		事務局員	危機管理室危機管理課員 危機管理室減災推進課員 総務局庶務課員	危機管理室防災都市推進課員 総務局広報課員 消防局指令課員 指定動員職員	<p><b>4. 災害対策本部体制</b></p> <p>市長は「仙台市災害対策本部運営要綱」に基づき、仙台市災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置し、総合的な災害対策を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 市内で震度5弱以上を観測する地震が発生したとき</p> <p>② 宮城県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき</p> <p>③ 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき</p> <p>④ 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき （③の場合を除く）</p> <p>⑤ 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき</p> <p>⑥ その他市長が必要と認めるとき</p> </div> <p style="text-align: right;">（資料2-2「仙台市災害対策本部運営要綱」参照） （資料2-3「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」参照）</p> <p>(1)～(5)(略)</p> <p>(6) 災対本部事務局</p> <p><b>ア 構成</b></p> <p>災対本部事務局の構成は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">事務局長</td> <td colspan="2">危機管理室長</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">事務局次長</td> <td>危機管理室参事</td> <td>総務局総務部長</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">総括担当課長</td> <td>危機管理室危機管理課長 危機管理室減災推進課長</td> <td>危機管理室防災計画課長</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">広報担当課長</td> <td colspan="2">総務局広報課長</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">事務局員</td> <td>危機管理室危機管理課員 危機管理室減災推進課員 総務局広報課員</td> <td>危機管理室防災計画課員 消防局指令課員 指定動員職員</td> </tr> </table>	事務局長	危機管理室長		事務局次長	危機管理室参事	総務局総務部長	総括担当課長	危機管理室危機管理課長 危機管理室減災推進課長	危機管理室防災計画課長	広報担当課長	総務局広報課長		事務局員	危機管理室危機管理課員 危機管理室減災推進課員 総務局広報課員	危機管理室防災計画課員 消防局指令課員 指定動員職員	<p>事務分掌規則改正の反映</p>
事務局長	危機管理室長																																
事務局次長	危機管理室参事	総務局総務部長																															
総括担当課長	危機管理室危機管理課長 危機管理室減災推進課長	危機管理室防災都市推進課長 総務局庶務課長																															
広報担当課長	総務局広報課長																																
事務局員	危機管理室危機管理課員 危機管理室減災推進課員 総務局庶務課員	危機管理室防災都市推進課員 総務局広報課員 消防局指令課員 指定動員職員																															
事務局長	危機管理室長																																
事務局次長	危機管理室参事	総務局総務部長																															
総括担当課長	危機管理室危機管理課長 危機管理室減災推進課長	危機管理室防災計画課長																															
広報担当課長	総務局広報課長																																
事務局員	危機管理室危機管理課員 危機管理室減災推進課員 総務局広報課員	危機管理室防災計画課員 消防局指令課員 指定動員職員																															
<p>地震・津波災害対策編 P48</p> <p>第2章 第4節 避難計画</p>	<p><b>2. 避難勧告等の実施</b> 【災対本部事務局、都市整備部、消防部、区本部】</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3) 避難勧告等の伝達</p> <p>市長が避難勧告等を発令したとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難勧告等を発令した通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。</p> <p><b>ア 伝達の手段</b></p>	<p><b>2. 避難勧告等の実施</b> 【災対本部事務局、都市整備部、消防部、区本部】</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3) 避難勧告等の伝達</p> <p>市長が避難勧告等を発令したとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難勧告等を発令した通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。</p> <p><b>ア 伝達の手段</b></p>	<p>事務分掌規則改正の反映</p>																														

	<p>① 報道機関との連携  テレビのデータ放送などにより避難勧告又は指示を幅広く市民に伝達するため、Lアラート（<u>公共情報コモンズ</u>）を通じ各報道機関等に情報提供するとともに、必要に応じ、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。  （資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>⑥ 緊急速報メール  災対本部事務局は、電気通信事業者が提供する「緊急速報メール」により、津波情報と避難勧告等の情報配信を行う。</p>	<p>① 報道機関との連携  テレビのデータ放送などにより避難勧告又は指示を幅広く市民に伝達するため、<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>を通じ各報道機関等に情報提供するとともに、必要に応じ、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。  （資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照）</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>⑥ 緊急速報メール  災対本部事務局は、電気通信事業者が提供する「緊急速報メール」により、<u>大津波警報（特別警報）、津波警報等及び避難勧告等の情報配信</u>を行う。</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p> <p>内容の適正化  （気象庁の意見反映）</p>
<p>地震・津波災害対策編 P59</p> <p>第2章 第5節 津波災害応急計画</p>	<p>〈津波警報等の伝達系統図〉  （略）  注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。  （略）</p>	<p>〈津波警報等の伝達系統図〉  （略）  注）二重線の経路は、<u>気象業務法第15条の2</u>によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。  （略）</p>	<p>内容の適正化  （気象庁の意見反映）</p>
<p>地震・津波災害対策編 P61</p> <p>第2章 第5節 津波災害応急計画</p>	<p>4. 避難勧告等の実施〔災対本部事務局、消防部、区本部〕</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）避難勧告等の伝達・避難広報  避難勧告等発令時には、次の手段を用いて、地域住民等に対し迅速に周知徹底を図り、確実な避難行動を促す。</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>カ 緊急速報メール  災対本部事務局は、電気通信事業者が提供する「緊急速報メール」により、津波情報と避難勧告等の情報配信を行う。</p>	<p>4. 避難勧告等の実施〔災対本部事務局、消防部、区本部〕</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）避難勧告等の伝達・避難広報  避難勧告等発令時には、次の手段を用いて、地域住民等に対し迅速に周知徹底を図り、確実な避難行動を促す。</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>カ 緊急速報メール  災対本部事務局は、電気通信事業者が提供する「緊急速報メール」により、<u>大津波警報（特別警報）、津波警報等及び避難勧告等の情報配信</u>を行う。</p>	<p>内容の適正化  （気象庁の意見反映）</p>

1. 災害情報の収集・伝達

- (1) (略)  
(2) 災対本部が行う情報収集

ア 各部及び区本部の情報収集

各部及び区本部は、初動期における情報収集のほか、次表に定める情報収集担当割当に基づき災害情報を集約、整理し、災対本部事務局に報告するとともに、他の各部及び区本部又は防災関係機関に関わる情報を入手した場合は、速やかに関係部及び区本部又は防災関係機関に連絡する。

情報区分		収集する情報の内容		担当部局
防災気象情報等		・地震・津波の情報、津波警報・注意報等		消 防 部
被害情報	人的被害	・発生場所、原因及び被害者数 ・被害者の住所、氏名、年齢等 ・負傷者の負傷程度及び収容先	死 者 行 方 不 明 者 負 傷 者	区 本 部 消 防 部
	建物被害	・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地 ・り災世帯及びり災者数	住 家 ・ 非 住 家	財 政 部 区 本 部
			事 業 所	経 済 部
	公共施設被害	・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況	福 祉 施 設	健康福祉部 子供未来部
			清 掃 施 設	環 境 部
			教 育 施 設	教 育 部
そ の 他 の 施 設			所 管 部	
土木施設被害	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	道 路 ・ 橋 梁 ・ 公 園	建 設 部	
		河 川	建 設 部	
農業関係被害	・被害箇所と被害程度	農 水 産 関 係	経 済 部	
		林 業 関 係	経 済 部	
ライフライン情報	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・ガス供給停止状況 ・断水状況 ・交通機関の運行状況	下 水 道 関 係	建 設 部	
		水 道 関 係	水 道 部	
		交 通 関 係	交 通 部	
		ガ ス 関 係	ガ ス 部	

(表一部省略)

イ 防災関係機関からの情報収集

災対本部事務局、各部及び区本部は、状況に応じて、防災関係機関から次の情報を収集する。

収集担当	収集する情報	収集先
災対本部 事務局	地震・津波の情報、津波警報・注意報等	仙台管区気象台
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 NTT 東日本(株)宮城支店 携帯通信事業各社
	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR 東日本(株)仙台支社
	県下の被害情報	宮城県総務部危機対策課
	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング	

(略)

- (3) 情報連絡体制  
(略)

1. 災害情報の収集・伝達

- (1) (略)  
(2) 災対本部が行う情報収集

ア 各部及び区本部の情報収集

各部及び区本部は、初動期における情報収集のほか、次表に定める情報収集担当割当に基づき災害情報を集約、整理し、災対本部事務局に報告するとともに、他の各部及び区本部又は防災関係機関に関わる情報を入手した場合は、速やかに関係部及び区本部又は防災関係機関に連絡する。

情報区分		収集する情報の内容		担当部局
防災気象情報等		・地震・津波の情報、津波警報・注意報等		消 防 部
被害情報	人的被害	・発生場所、原因及び被害者数 ・被害者の住所、氏名、年齢等 ・負傷者の負傷程度及び受け入れ先	死 者 行 方 不 明 者 負 傷 者	区 本 部 消 防 部
	建物被害	・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地 ・り災世帯及びり災者数	住 家 ・ 非 住 家	財 政 部 区 本 部
			事 業 所	経 済 部
	公共施設被害	・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況	福 祉 施 設	健康福祉部 子供未来部
			清 掃 施 設	環 境 部
			教 育 施 設	教 育 部
そ の 他 の 施 設			所 管 部	
土木施設被害	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	道 路 ・ 橋 梁 ・ 公 園	建 設 部	
		河 川	建 設 部	
農業関係被害	・被害箇所と被害程度	農 水 産 関 係	経 済 部	
		林 業 関 係	経 済 部	
ライフライン情報	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・ガス供給停止状況 ・断水状況 ・交通機関の運行状況	下 水 道 関 係	建 設 部	
		水 道 関 係	水 道 部	
		交 通 関 係	交 通 部	
		ガ ス 関 係	ガ ス 部	

(表一部省略)

イ 防災関係機関からの情報収集

災対本部事務局、各部及び区本部は、状況に応じて、防災関係機関から次の情報を収集する。

収集担当	収集する情報	収集先
災対本部 事務局	地震・津波の情報、津波警報・注意報等	仙台管区気象台
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	東北電力(株)宮城支店 NTT 東日本(株)宮城 事業部 携帯通信事業各社
	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR 東日本(株)仙台支社
	県下の被害情報	宮城県総務部危機対策課
	テレビ・ラジオ等マスコミのモニタリング	

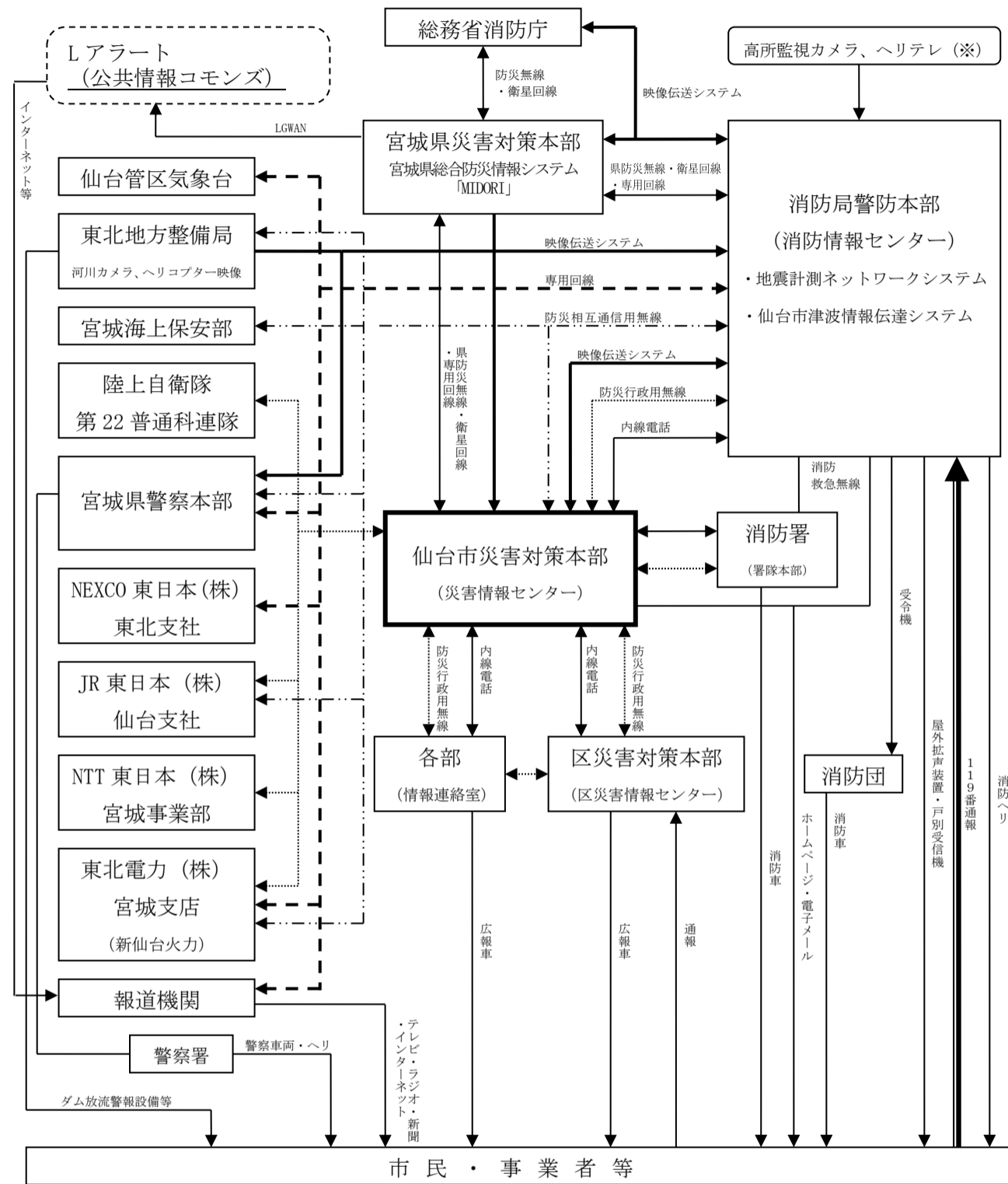
(略)

- (3) 情報連絡体制  
(略)

防災基本計画の  
修正の反映

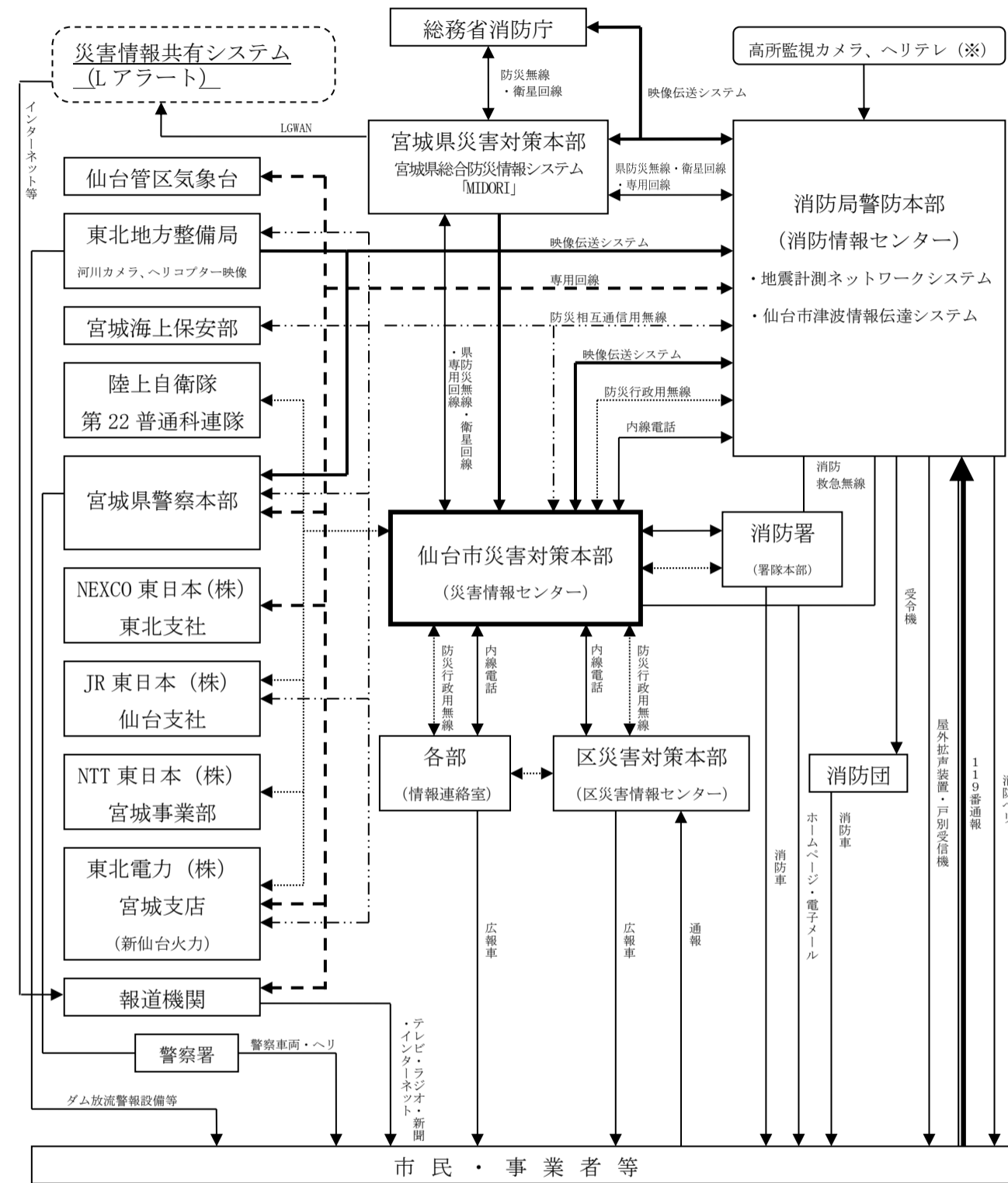
内容の適正化  
(関係機関意見  
反映)

〈情報伝達系統図〉



※ ヘリテレ：「ヘリコプターテレビ電送システム」

〈情報伝達系統図〉



※ ヘリテレ：「ヘリコプターテレビ電送システム」

防災基本計画の修正の反映

<p>地震・津波 災害対策 編 P69</p> <p>第2章 第7節 災害情報 の収集伝 達計画</p>	<p><b>2. 通信手段の確保</b> 災害発生時の情報伝達には、既存の通信設備を効率的に活用し、迅速かつ的確な情報の伝達を図る。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><b>(4) 非常通話及び緊急通話の利用</b> 一般加入電話での通話が困難である場合、災害時優先電話から通話の手動接続を申し込むことにより通話が可能となる。利用方法については、第28節「電気通信施設災害応急計画」(P.173)による。</p> <p><b>(5) 無線通信網の利用</b> 有線回線での通信と併せて、以下の無線網を活用する。</p> <p><b>(6) データ通信網の活用</b> (略)</p> <p><b>(7) 映像伝送システムの活用</b> (略)</p>	<p><b>2. 通信手段の確保</b> 災害発生時の情報伝達には、既存の通信設備を効率的に活用し、迅速かつ的確な情報の伝達を図る。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><b>(4) 無線通信網の利用</b> 有線回線での通信と併せて、以下の無線網を活用する。</p> <p><b>(5) データ通信網の活用</b> (略)</p> <p><b>(6) 映像伝送システムの活用</b> (略)</p>	<p>内容の適正化 ※非常通話・緊急通話のサービス終了</p>																								
<p>地震・津波 災害対策 編 P73</p> <p>第2章 第8節 災害広報・広聴計画</p>	<p><b>1. 実施機関及び担当業務</b></p> <table border="1" data-bbox="347 882 1426 1265"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部事務局</td> <td>・広報紙、インターネット等による市民への災害広報に関する事 ・報道機関への情報の提供及び報道要請に関する事 ・プレスルーム（記者発表室）の設営及び運用に関する事 ・その他関係機関との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>まちづくり政策部</td> <td>・各部が行う ICT 等を活用した情報の発受信の支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td>・関係部署、機関との連携を通じての、多言語での災害広報に関する事 ・災害に係る広聴相談（移動相談を含む）の総括に関する事 ・他機関の相談担当窓口との総合連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・被災障害者・高齢者への災害広報に関する事</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>・災害広報及び広聴に関する事 ・市政相談窓口の設置に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	災対本部事務局	・広報紙、インターネット等による市民への災害広報に関する事 ・報道機関への情報の提供及び報道要請に関する事 ・プレスルーム（記者発表室）の設営及び運用に関する事 ・その他関係機関との連絡調整に関する事	まちづくり政策部	・各部が行う ICT 等を活用した情報の発受信の支援に関する事	市民部	・関係部署、機関との連携を通じての、多言語での災害広報に関する事 ・災害に係る広聴相談（移動相談を含む）の総括に関する事 ・他機関の相談担当窓口との総合連絡調整に関する事	健康福祉部	・被災障害者・高齢者への災害広報に関する事	区本部	・災害広報及び広聴に関する事 ・市政相談窓口の設置に関する事	<p><b>1. 実施機関及び担当業務</b></p> <table border="1" data-bbox="1530 882 2609 1265"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部事務局</td> <td>・広報紙、市ホームページ等による市民への災害広報に関する事 ・報道機関への情報の提供及び報道要請に関する事 ・記者会見に関する事 ・その他関係機関との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>まちづくり政策部</td> <td>・各部が行う ICT 等を活用した情報の発受信の支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td>・関係部署、機関との連携を通じての、多言語での災害広報に関する事 ・災害に係る広聴相談（総合市政相談窓口・移動相談を含む）の総括に関する事 ・他機関の相談担当窓口との総合連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・被災障害者・高齢者への災害広報に関する事</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>・災害広報及び広聴（市政相談窓口を含む）に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	災対本部事務局	・広報紙、市ホームページ等による市民への災害広報に関する事 ・報道機関への情報の提供及び報道要請に関する事 ・記者会見に関する事 ・その他関係機関との連絡調整に関する事	まちづくり政策部	・各部が行う ICT 等を活用した情報の発受信の支援に関する事	市民部	・関係部署、機関との連携を通じての、多言語での災害広報に関する事 ・災害に係る広聴相談（総合市政相談窓口・移動相談を含む）の総括に関する事 ・他機関の相談担当窓口との総合連絡調整に関する事	健康福祉部	・被災障害者・高齢者への災害広報に関する事	区本部	・災害広報及び広聴（市政相談窓口を含む）に関する事	<p>内容の適正化 （関係各局意見反映）</p>
実施機関	担当業務																										
災対本部事務局	・広報紙、インターネット等による市民への災害広報に関する事 ・報道機関への情報の提供及び報道要請に関する事 ・プレスルーム（記者発表室）の設営及び運用に関する事 ・その他関係機関との連絡調整に関する事																										
まちづくり政策部	・各部が行う ICT 等を活用した情報の発受信の支援に関する事																										
市民部	・関係部署、機関との連携を通じての、多言語での災害広報に関する事 ・災害に係る広聴相談（移動相談を含む）の総括に関する事 ・他機関の相談担当窓口との総合連絡調整に関する事																										
健康福祉部	・被災障害者・高齢者への災害広報に関する事																										
区本部	・災害広報及び広聴に関する事 ・市政相談窓口の設置に関する事																										
実施機関	担当業務																										
災対本部事務局	・広報紙、市ホームページ等による市民への災害広報に関する事 ・報道機関への情報の提供及び報道要請に関する事 ・記者会見に関する事 ・その他関係機関との連絡調整に関する事																										
まちづくり政策部	・各部が行う ICT 等を活用した情報の発受信の支援に関する事																										
市民部	・関係部署、機関との連携を通じての、多言語での災害広報に関する事 ・災害に係る広聴相談（総合市政相談窓口・移動相談を含む）の総括に関する事 ・他機関の相談担当窓口との総合連絡調整に関する事																										
健康福祉部	・被災障害者・高齢者への災害広報に関する事																										
区本部	・災害広報及び広聴（市政相談窓口を含む）に関する事																										
<p>地震・津波 災害対策 編 P76</p> <p>第2章 第8節 災害広報・広聴計画</p>	<p><b>2. 広報活動</b>〔災対本部事務局、まちづくり政策部、市民部、健康福祉部、区本部〕</p> <p>(1) 広報の内容 災害時に市民が求める情報は、時間の経過と共に変化し、被災者を取り巻く状況も刻々と変化することから、おおむね次のような区分により市民ニーズに応じた適時、的確な広報を行う。</p> <p><b>ア 災害発生直後</b> (略)</p> <p><b>イ 生活再開時</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ライフラインの被害状況と復旧見込み</li> <li>② 生活必需品の供給状況</li> <li>③ 道路・交通情報</li> <li>④ 医療情報</li> </ol>	<p><b>2. 広報活動</b>〔災対本部事務局、まちづくり政策部、市民部、健康福祉部、区本部〕</p> <p>(1) 広報の内容 災害時に市民が求める情報は、時間の経過と共に変化し、被災者を取り巻く状況も刻々と変化することから、おおむね次のような区分により市民ニーズに応じた適時、的確な広報を行う。</p> <p><b>ア 災害発生直後</b> (略)</p> <p><b>イ 生活再開時</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ライフラインの被害状況と復旧見込み</li> <li>② 生活必需品の供給状況</li> <li>③ 道路・交通情報</li> <li>④ 医療情報</li> <li>⑤ 罹災証明関連情報</li> </ol>	<p>内容の適正化 （関係各局意見反映）</p>																								



	<p>⑤ 教育関連情報 ⑥ 災害ごみの処理方法 ⑦ 相談窓口の開設状況 ⑧ 公共機関（市役所）の通常業務の再開状況 ⑨ その他（被災地からの情報発信を含む）</p> <p><b>ウ 復興期</b></p> <p>① <u>り災証明・義援金</u>関連情報 ② 住宅関連情報 ③ 各種貸付・融資制度情報 ④ 各種減免措置等の状況 ⑤ 復興関連情報 ⑥ その他（被災地からの情報発信を含む）</p> <p><b>(2) 広報の方法</b></p> <p><b>ア 報道機関との連携</b> (略)</p> <p><b>イ 広報車による広報</b> (略)</p> <p><b>ウ 広報紙等による広報</b> 災対本部事務局は、複雑な情報を分かりやすく市民に伝えるため、速やかに文字情報としての広報紙を作成し、配布する。 広報紙による情報提供は、詳しい情報を提供することができることに加え、読み返すことができるなどの長所がある。時間の経過と共に市民のニーズも変化してくることから、このような媒体の特性を生かしながら、的確な広報に努める。</p> <p><b>(3) ~ (4) (略)</b></p> <p><b>(5) 伝達系統図</b></p>	<p>⑥ 教育関連情報 ⑦ 災害ごみの処理方法 ⑧ 相談窓口の開設状況 ⑨ 公共機関（市役所）の通常業務の再開状況 ⑩ その他（被災地からの情報発信を含む）</p> <p><b>ウ 復興期</b></p> <p>① 義援金関連情報 ② 住宅関連情報 ③ 各種貸付・融資制度情報 ④ 各種減免措置等の状況 ⑤ 復興関連情報 ⑥ その他（被災地からの情報発信を含む）</p> <p><b>(2) 広報の方法</b></p> <p><b>ア 報道機関との連携</b> (略)</p> <p><b>イ 広報車による広報</b> (略)</p> <p><b>ウ 広報紙等による広報</b> 災対本部事務局は、複雑な情報を分かりやすく市民に伝えるため、<u>災害の状況に応じて</u>、速やかに文字情報としての広報紙を作成し、配布する。 広報紙による情報提供は、詳しい情報を提供することができることに加え、読み返すことができるなどの長所がある。時間の経過と共に市民のニーズも変化してくることから、このような媒体の特性を生かしながら、的確な広報に努める。</p> <p><b>(3) ~ (4) (略)</b></p> <p><b>(5) 伝達系統図</b></p>	<p>内容の適正化 (関係各局意見 反映)</p> <p>内容の適正化 (関係各局意見 反映)</p>
<p>地震・津波 災害対策 編 P78</p>	<p><b>3. 広聴相談活動</b> 【市民部・区本部】</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p>	<p><b>3. 広聴相談活動</b> 【市民部・区本部】</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p>	

<p>第2章 第8節 災害 広報・広聴 計画</p>	<p>(6) 女性支援センターの設置 市民部は、<u>専門相談窓口の1つとして女性のための相談窓口を設置するとともに、</u>仙台市男女共同参画推進センター内に、<u>女性支援センターを設置し、同センターを運営するせんだい男女共同参画財団と共に、被災女性のニーズの把握に努め、NPO 団体等との連携を図りながら、必要な対応を行う。</u></p>	<p>(6) 女性支援センターの設置 市民部は、仙台市男女共同参画推進センター内に女性支援センターを設置し、<u>専門相談窓口の一つとして女性のための相談窓口を開設するとともに、</u>同センターを運営するせんだい男女共同参画財団と共に、被災女性のニーズの把握に努め、NPO 団体等との連携を図りながら、必要な対応を行う。</p>	<p>表現修正 (関係各局意見 反映)</p>																								
<p>地震・津波 災害対策 編 P85  第2章 第10節 医療救 護・保健・ 防疫計画</p>	<p>1. 応急救護体制 【健康福祉部、消防部、市立病院部、区本部】 (1) 救護所の設置 災害の状況により、多数の負傷者の発生が予想される場合は、応急的な救護を行うため、必要に応じ救護所を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="359 665 1384 855"> <thead> <tr> <th>救護所</th> <th>設置者</th> <th>設置場所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急救護所</td> <td>区本部</td> <td>区役所及び総合支所に設置する。</td> </tr> <tr> <td>避難所内救護所</td> <td>区本部</td> <td>あらかじめ指定された避難所に設置する。 また、必要に応じ多数の被災者を収容している避難所にも設置する。</td> </tr> <tr> <td>現地救護所</td> <td>消防部</td> <td>被災地又は救急隊が設置されている消防署所に設置する。</td> </tr> </tbody> </table>	救護所	設置者	設置場所等	応急救護所	区本部	区役所及び総合支所に設置する。	避難所内救護所	区本部	あらかじめ指定された避難所に設置する。 また、必要に応じ多数の被災者を収容している避難所にも設置する。	現地救護所	消防部	被災地又は救急隊が設置されている消防署所に設置する。	<p>1. 応急救護体制 【健康福祉部、消防部、市立病院部、区本部】 (1) 救護所の設置 災害の状況により、多数の負傷者の発生が予想される場合は、応急的な救護を行うため、必要に応じ救護所を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1542 665 2567 855"> <thead> <tr> <th>救護所</th> <th>設置者</th> <th>設置場所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急救護所</td> <td>区本部</td> <td>区役所及び総合支所に設置する。</td> </tr> <tr> <td>避難所内救護所</td> <td>区本部</td> <td>あらかじめ指定された避難所に設置する。 また、必要に応じ多数の被災者を<u>受け入れている</u>避難所にも設置する。</td> </tr> <tr> <td>現地救護所</td> <td>消防部</td> <td>被災地又は救急隊が設置されている消防署所に設置する。</td> </tr> </tbody> </table>	救護所	設置者	設置場所等	応急救護所	区本部	区役所及び総合支所に設置する。	避難所内救護所	区本部	あらかじめ指定された避難所に設置する。 また、必要に応じ多数の被災者を <u>受け入れている</u> 避難所にも設置する。	現地救護所	消防部	被災地又は救急隊が設置されている消防署所に設置する。	<p>防災基本計画の 修正の反映</p>
救護所	設置者	設置場所等																									
応急救護所	区本部	区役所及び総合支所に設置する。																									
避難所内救護所	区本部	あらかじめ指定された避難所に設置する。 また、必要に応じ多数の被災者を収容している避難所にも設置する。																									
現地救護所	消防部	被災地又は救急隊が設置されている消防署所に設置する。																									
救護所	設置者	設置場所等																									
応急救護所	区本部	区役所及び総合支所に設置する。																									
避難所内救護所	区本部	あらかじめ指定された避難所に設置する。 また、必要に応じ多数の被災者を <u>受け入れている</u> 避難所にも設置する。																									
現地救護所	消防部	被災地又は救急隊が設置されている消防署所に設置する。																									
<p>地震・津波 災害対策 編 P89  第2章 第10節 医療救 護・保健・ 防疫計画</p>	<p>9. 在宅療養者の支援 【健康福祉部、区本部】 健康福祉部は、人工透析患者、在宅療養患者や慢性疾患患者等継続したケアの必要な患者の把握に努めるとともに、地域の医療機関や区本部保健福祉班と連携を取りながら、医療機関への患者の収容等も含め、必要な支援を行う。 また、仙台市医師会、宮城県や他の自治体等と連携を取り、市内及び市外の収容先医療機関の確保を図る。</p>	<p>9. 在宅療養者の支援 【健康福祉部、区本部】 健康福祉部は、人工透析患者、在宅療養患者や慢性疾患患者等継続したケアの必要な患者の把握に努めるとともに、地域の医療機関や区本部保健福祉班と連携を取りながら、医療機関への患者の<u>受け入れ等</u>も含め、必要な支援を行う。 また、仙台市医師会、宮城県や他の自治体等と連携を取り、市内及び市外の<u>受け入れ先</u>医療機関の確保を図る。</p>	<p>防災基本計画の 修正の反映</p>																								
<p>地震・津波 災害対策 編 P93  第2章 第11節 消防活動 計画</p>	<p>3. 消防活動 (1)～(5) (略) (6) 消防隊等の応援要請 ア (略) イ 応援活動調整班の配置等 ① 消防局長は、大規模災害が発生し、宮城県又は仙台市に消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）が設置された場合、警防本部に本部応援活動調整班を、消防航空隊に航空応援活動調整班を設置する。 ② 消防局長は、<u>大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱（平成20年7月1日付消防応第104号）第3条の規定により、</u>管轄市域内を震央とする最大震度6強以上の地震災害が発生した場合、発災後直ちに、本部応援活動調整班を設置し、受援体制の早期確立を図るものとする。</p>	<p>3. 消防活動 (1)～(5) (略) (6) 消防隊等の応援要請 ア (略) イ 応援活動調整班の配置等 ① 消防局長は、大規模災害が発生し、宮城県に消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）が設置された場合、警防本部に本部応援活動調整班を、消防航空隊に航空応援活動調整班を設置する。 ② 消防局長は、<u>緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付消防広第74号）第26条の規定により、</u>管轄市域内を震央とする最大震度6強以上の地震災害が発生した場合、発災後直ちに、本部応援活動調整班を設置し、受援体制の早期確立を図るものとする。</p>	<p>内容の適正化 (関係各局意見 反映)</p>																								
<p>地震・津波 災害対策 編</p>	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="383 1748 1204 1794"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務			<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" data-bbox="1566 1748 2387 1794"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務																			
実施機関	担当業務																										
実施機関	担当業務																										

P95 第2章 第12節 避難所運 営計画	市 民 部	・地域の避難施設運営に係る総合調整に関すること		市 民 部	・地域の避難施設運営に係る総合調整に関すること						
	健 康 福 祉 部	・福祉避難所の開設に係る調整に関すること		健 康 福 祉 部	・福祉避難所の開設に係る調整に関すること						
	教 育 部	・避難所となった学校の施設管理の総括に関すること ・指定避難所（学校）の開設・運営の支援に関すること		教 育 部	・避難所となった学校の施設管理の総括に関すること ・指定避難所（学校）の開設・運営の支援に関すること						
	各 部	・避難所運営に関すること（指定された班に限る） ・避難所担当職員の派遣、派遣に係る調整に関すること ・所管施設が避難所となる場合の開設・運営に関すること		各 部	・避難所の開設・運営に関すること ・避難所担当職員の派遣、派遣に係る調整に関すること ・所管施設が避難所となる場合の開設・運営に関すること						
	区 本 部	・避難所の開設・運営・閉鎖の全般調整に関すること ・避難者の誘導、収容及び救護に関すること		区 本 部	・避難所の開設・運営・閉鎖の全般調整に関すること ・避難者の誘導、収容及び救護に関すること						
地震・津波 災害対策 編 P95 - 98  第2章 第12節 避難所運 営計画	<b>2. 避難所の開設及び避難者の収容 【各部、区本部】</b> 避難者の収容については、災害救助法が適用された場合、知事の委任を受けて市長が実施するが、災害救助法が適用されない場合であっても、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として避難収容を行う。  (1) 収容対象者 ア～エ (略) (2) ～ (5) (略)  (6) 施設管理者の措置 ア 施設管理者は、区本部から避難所開設を要請された場合に備え、あらかじめ定める方法により、避難所として使用される施設の安全確認を目視で行い、避難所の開設体制を整える。 イ 避難者が既に集合している状態で、区本部から避難所の開設要請がなく、市の避難所担当職員が到着していない場合は、施設管理者の判断により、あらかじめ定める避難所運営の支援体制等に基づき応急的な収容措置を行うとともに、避難状況等について区本部に連絡する。  (7) 避難状況等の報告（避難人員等の掌握） 避難所を開設したときは、区本部は、直ちにその旨を災対本部事務局に報告する。また、避難所担当職員は、下記の状況を区本部に報告し、区本部は、これを避難所別に取りまとめ、災対本部事務局に報告する。  ア 避難所開設の日時及び場所 イ 収容人員、世帯数、傷病者数及び災害時要援護者の数等 ウ 給食の要否、給食見込数及び毛布、寝具等物資の要否及び必要見込数 エ 周囲の被害状況 オ その他必要な事項  なお、上記の状況が変化した際には、避難所担当職員は区本部に適時報告し、更に区本部は、災対本部事務局に報告するものとし、この報告は、災対本部事務局で集約し、県に報告する。  (8) 大量避難者への対応（被害が甚大である場合） 地区内の指定避難所及び補助避難所等を開設してもなお、当該地区の避難者を全て収容できない場合は、区本部は、災対本部と協議し次の措置を行う。  ア 県有施設等への収容 本部長は、知事又は施設の管理者等に対して要請を行う。			<b>避難所の開設及び避難者の受け入れ 【各部、区本部】</b> 避難者の受け入れについては、災害救助法が適用された場合、知事の委任を受けて市長が実施するが、災害救助法が適用されない場合であっても、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として避難受け入れを行う。  (1) 受け入れ対象者 ア～エ (略) (2) ～ (5) (略)  (6) 施設管理者の措置 ア 施設管理者は、区本部から避難所開設を要請された場合に備え、あらかじめ定める方法により、避難所として使用される施設の安全確認を目視で行い、避難所の開設体制を整える。 イ 避難者が既に集合している状態で、区本部から避難所の開設要請がなく、市の避難所担当職員が到着していない場合は、施設管理者の判断により、あらかじめ定める避難所運営の支援体制等に基づき応急的な受け入れ措置を行うとともに、避難状況等について区本部に連絡する。  (7) 避難状況等の報告（避難人員等の掌握） 避難所を開設したときは、区本部は、直ちにその旨を災対本部事務局に報告する。また、避難所担当職員は、下記の状況を区本部に報告し、区本部は、これを避難所別に取りまとめ、災対本部事務局に報告する。  ア 避難所開設の日時及び場所 イ 受け入れ人員、世帯数、傷病者数及び災害時要援護者の数等 ウ 給食の要否、給食見込数及び毛布、寝具等物資の要否及び必要見込数 エ 周囲の被害状況 オ その他必要な事項  なお、上記の状況が変化した際には、避難所担当職員は区本部に適時報告し、更に区本部は、災対本部事務局に報告するものとし、この報告は、災対本部事務局で集約し、県に報告する。  (8) 大量避難者への対応（被害が甚大である場合） 地区内の指定避難所及び補助避難所等を開設してもなお、当該地区の避難者を全て受け入れることができない場合は、区本部は、災対本部と協議し次の措置を行う。  ア 県有施設等への受け入れ要請 本部長は、知事又は施設の管理者等に対して避難者の受け入れ要請を行う。			内容の適正化 (関係各局意見 反映)	防災基本計画の 修正の反映	防災基本計画の 修正の反映	防災基本計画の 修正の反映	防災基本計画の 修正の反映

	<p>イ 他区の避難所への収容</p> <p>移送距離が長距離の場合には、交通部及び民間輸送機関の協力を得て車両等による移送手段を確保し、適宜車両等による輸送を行う。</p>	<p>イ 他区の避難所への受け入れ</p> <p>移送距離が長距離の場合には、交通部及び民間輸送機関の協力を得て車両等による移送手段を確保し、適宜車両等による輸送を行う。</p>																	
<p>地震・津波 災害対策 編 P102</p> <p>第2章 第12節 避難所運 営計画</p>	<p><b>3. 避難所運営 [関係各部、区本部]</b></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難所運営委員会の活動</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難所運営で行う主な活動</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 水の確保 (衛生班)</p> <p>避難所における断水時の飲料水、生活用水について、以下の方法により確保し、効率的に活用する。</p> <p>a. 備蓄物資、避難者が持参した家庭内備蓄等の活用</p> <p>b. 施設の受水槽の活用</p> <p>c. <u>非常用飲料水貯水槽が設置されている避難所については、区本部を通じて水道部へ給水所の開設を要請</u></p> <p>d. 給水車による応急給水について、区本部を通じて水道部に要請</p> <p>e. 主にトイレの雑用水等については、<u>学校プールの貯留水や河川の水</u>を活用</p>	<p><b>3. 避難所運営 [関係各部、区本部]</b></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難所運営委員会の活動</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難所運営で行う主な活動</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑨ 水の確保 (衛生班)</p> <p>断水時の飲料水、生活用水については、以下の方法により確保し、効率的に活用する。</p> <p>a. 備蓄物資、避難者が持参した家庭内備蓄等の活用</p> <p>b. 施設の受水槽の活用</p> <p>c. <u>災害時給水栓が設置されている避難所については、災害時給水栓を立ち上げて給水所を開設し、区本部に報告</u></p> <p>d. <u>非常用飲料水貯水槽など、その他の応急給水については、区本部を通じて水道部に要請</u></p> <p>e. 主にトイレの雑用水等については、<u>学校プールの貯留水</u>を活用</p> <p><u>なお、市内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、災害時給水栓が設置されている避難所については避難所の蛇口から水が確保できる場合でも、災害時給水栓を立ち上げて給水所を開設するものとする。</u></p>	<p>内容の適正化 ※災害時給水栓 の開設に関する 事項の追加</p>																
<p>地震・津波 災害対策 編 P107</p> <p>第2章 第13節 災害時要 援護者へ の対応計 画</p>	<p><b>8. 災害時要援護者の安全確保策 (被害が甚大である場合)</b></p> <p>大規模災害により甚大な被害が発生した際、ライフライン (電気、ガス、水道、下水道など) の断絶、通信手段の途絶による環境の急激な劣悪化は、災害時要援護者にとって身体生命の危険を引き起こしかねない問題となる。</p> <p>医療機器や、予備バッテリー、ミルク、オムツ等の必需品の破損、遺失等が発生する可能性や、支援する方が被災することによる災害時要援護者支援計画自体が機能しない場合が憂慮されることから、市は甚大な被害が発生した場合の対応策を以下のように定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内会や地域団体等における支援活動が可能か状況にあるか、避難所担当職員により至急確認する。</li> <li>地域団体等が支援できない場合は緊急救助等の必要な措置をとる。</li> <li>災害時要援護者の状況により、区本部の判断で自宅から福祉避難所へ直接移送することも可能とする。</li> </ul>	<p><b>8. 災害時要援護者の安全確保策 (被害が甚大である場合)</b></p> <p>大規模災害により甚大な被害が発生した際、ライフライン (電気、ガス、水道、下水道など) の断絶、通信手段の途絶による環境の急激な劣悪化は、災害時要援護者にとって身体生命の危険を引き起こしかねない問題となる。</p> <p>医療機器や、予備バッテリー、ミルク、オムツ等の必需品の破損、遺失等が発生する可能性や、支援する方が被災することによる災害時要援護者支援計画自体が機能しない場合が憂慮されることから、市は甚大な被害が発生した場合の対応策を以下のように定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内会や地域団体等における支援活動が可能か状況にあるか、避難所担当職員により至急確認する。</li> <li>地域団体等が支援できない場合は緊急救助等の必要な措置をとる。</li> <li>災害時要援護者の状況により、区本部の判断で自宅から福祉避難所へ直接移送することも可能とする。</li> <li><u>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落の場合にあつては、早期解消の必要があることから、国、県、指定公共機関からの連絡により途絶状態又は復旧状況を把握するとともに、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者などの有無の把握に努める。</u></li> </ul>	<p>防災基本計画の 修正の反映</p>																
<p>地震・津波 災害対策 編 P108</p> <p>第2章</p>	<p><b>1. 実施機関及び担当業務</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>・職員の食料及び仮眠用寝具等の調達に関すること</td> </tr> <tr> <td>財政部</td> <td>・共用車の運行調整、車両の借り上げに関すること</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・災害救助法に基づく救助の総括に関すること ・指定避難所での災害時要援護者の必要な衛生用品等の把握に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	総務部	・職員の食料及び仮眠用寝具等の調達に関すること	財政部	・共用車の運行調整、車両の借り上げに関すること	健康福祉部	・災害救助法に基づく救助の総括に関すること ・指定避難所での災害時要援護者の必要な衛生用品等の把握に関すること	<p><b>1. 実施機関及び担当業務</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>・職員の食料及び仮眠用寝具等の調達に関すること</td> </tr> <tr> <td>財政部</td> <td>・共用車の運行調整、車両の借り上げに関すること</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・災害救助法に基づく事務処理の総括に関すること ・指定避難所での災害時要援護者の必要な衛生用品等の把握に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	総務部	・職員の食料及び仮眠用寝具等の調達に関すること	財政部	・共用車の運行調整、車両の借り上げに関すること	健康福祉部	・災害救助法に基づく事務処理の総括に関すること ・指定避難所での災害時要援護者の必要な衛生用品等の把握に関すること	<p>内容の適正化 (関係各局意見)</p>
実施機関	担当業務																		
総務部	・職員の食料及び仮眠用寝具等の調達に関すること																		
財政部	・共用車の運行調整、車両の借り上げに関すること																		
健康福祉部	・災害救助法に基づく救助の総括に関すること ・指定避難所での災害時要援護者の必要な衛生用品等の把握に関すること																		
実施機関	担当業務																		
総務部	・職員の食料及び仮眠用寝具等の調達に関すること																		
財政部	・共用車の運行調整、車両の借り上げに関すること																		
健康福祉部	・災害救助法に基づく事務処理の総括に関すること ・指定避難所での災害時要援護者の必要な衛生用品等の把握に関すること																		

<p>第14節 物資供給 計画</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">経 済 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な食料等物資の把握</li> <li>・各種業界団体からの支援の総括に関する事</li> <li>・各種業界団体からの食料等物資の調達に関する事</li> <li>・物資集配拠点の開設に関する事</li> <li>・物資集配拠点における食料等物資の受入れ・管理・配送に関する事</li> <li>・物資集配拠点におけるボランティアとの活動調整に関する事</li> <li>・食料等物資の輸送及び共用車の運行調整に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区 本 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区本部備蓄物資・救援物資の輸送に関する事</li> </ul> </td> </tr> </table> <p><b>2. 食料の供給</b> 【総務部、財政部、健康福祉部、経済部】 (略)</p>	経 済 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な食料等物資の把握</li> <li>・各種業界団体からの支援の総括に関する事</li> <li>・各種業界団体からの食料等物資の調達に関する事</li> <li>・物資集配拠点の開設に関する事</li> <li>・物資集配拠点における食料等物資の受入れ・管理・配送に関する事</li> <li>・物資集配拠点におけるボランティアとの活動調整に関する事</li> <li>・食料等物資の輸送及び共用車の運行調整に関する事</li> </ul>	区 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区本部備蓄物資・救援物資の輸送に関する事</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">経 済 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な食料等物資の把握</li> <li>・各種業界団体からの支援の総括に関する事</li> <li>・各種業界団体からの食料等物資の調達に関する事</li> <li>・物資集配拠点の開設に関する事</li> <li>・物資集配拠点における食料等物資の受入れ・管理・配送に関する事</li> <li>・物資集配拠点の運営全般に関する事</li> <li>・食料等物資の輸送及び共用車の運行調整に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区 本 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区本部備蓄物資・救援物資の輸送に関する事</li> </ul> </td> </tr> </table> <p><b>2. 食料の供給</b> 【総務部、財政部、健康福祉部、経済部、<u>区本部</u>】 (略)</p>	経 済 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な食料等物資の把握</li> <li>・各種業界団体からの支援の総括に関する事</li> <li>・各種業界団体からの食料等物資の調達に関する事</li> <li>・物資集配拠点の開設に関する事</li> <li>・物資集配拠点における食料等物資の受入れ・管理・配送に関する事</li> <li>・物資集配拠点の運営全般に関する事</li> <li>・食料等物資の輸送及び共用車の運行調整に関する事</li> </ul>	区 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区本部備蓄物資・救援物資の輸送に関する事</li> </ul>	<p>反映)</p> <p>内容の適正化 (関係各局意見 反映)</p> <p>内容の適正化 (関係各局意見 反映)</p>
経 済 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な食料等物資の把握</li> <li>・各種業界団体からの支援の総括に関する事</li> <li>・各種業界団体からの食料等物資の調達に関する事</li> <li>・物資集配拠点の開設に関する事</li> <li>・物資集配拠点における食料等物資の受入れ・管理・配送に関する事</li> <li>・物資集配拠点におけるボランティアとの活動調整に関する事</li> <li>・食料等物資の輸送及び共用車の運行調整に関する事</li> </ul>										
区 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区本部備蓄物資・救援物資の輸送に関する事</li> </ul>										
経 済 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な食料等物資の把握</li> <li>・各種業界団体からの支援の総括に関する事</li> <li>・各種業界団体からの食料等物資の調達に関する事</li> <li>・物資集配拠点の開設に関する事</li> <li>・物資集配拠点における食料等物資の受入れ・管理・配送に関する事</li> <li>・物資集配拠点の運営全般に関する事</li> <li>・食料等物資の輸送及び共用車の運行調整に関する事</li> </ul>										
区 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区本部備蓄物資・救援物資の輸送に関する事</li> </ul>										
<p>地震・津波 災害対策 編 P115</p> <p>第2章 第15節 緊急輸送 計画</p>	<p><b>3. 道路交通の確保</b> 【市民部、建設部、区本部】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通行禁止等の実施 建設部、区本部は、災害により道路の破損その他の理由により通行が危険と判断したときは、通行禁止の措置をとるとともに警察関係機関その他の関係機関に通知する。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;通行制限、交通規制の実施者と根拠法&gt;</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 道路啓開等の実施 建設部及び区本部は、道路の損傷及び道路上の障害物等により交通不能となった場合は、速やかに応急復旧や道路啓開を行う。 なお、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。運転者の不在時等は道路管理者自ら車両を移動し、<u>交通</u>を確保する。 また、道路啓開を行う路線の優先順序を決めるに当たっては、他の道路管理者、宮城県警察本部、災対本部事務局とも協議の上、おおむね次の基準により行う。 (略)</p>	<p><b>3. 道路交通の確保</b> 【市民部、建設部、区本部】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通行禁止等の実施 建設部、区本部は、災害により道路の破損その他の理由により通行が危険と判断したときは、通行禁止の措置をとるとともに警察その他の関係機関に通知する。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;通行制限、交通規制の実施者と根拠法&gt;</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 道路啓開等の実施 建設部及び区本部は、道路の損傷及び道路上の障害物等により交通不能となった場合は、速やかに応急復旧や道路啓開を行う。 なお、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。運転者の不在時等は道路管理者自ら車両を移動し、<u>通行</u>を確保する。<u>この場合、通常生ずべき損失については、第24節の規定に基づき補償するものとする。</u> また、道路啓開を行う路線の優先順位を決めるに当たっては、他の道路管理者、宮城県警察本部、災対本部事務局とも協議の上、おおむね次の基準により行う。 (略)</p>	<p>内容の適正化 (関係機関意見 反映)</p> <p>内容の適正化 (損失補償に関 する規定の追 加)</p>								
<p>地震・津波 災害対策 編 P117</p> <p>第2章 第15節 緊急輸送 計画</p>	<p><b>4. 輸送車両等の確保</b> 【財政部、経済部、会計部、消防部、交通部】</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 協定に基づく車両等の要請 災対本部事務局は、必要に応じ、財政部と調整の上、「<u>災害時における自動車輸送の協力に関する協定</u>」(資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)に基づき宮城県トラック協会に対し、車両及び人員の応援を要請する。</p>	<p><b>4. 輸送車両等の確保</b> 【財政部、経済部、会計部、消防部、交通部】</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 協定に基づく車両等の要請 災対本部事務局は、必要に応じ、財政部と調整の上、「<u>災害時における物資の輸送協力及び保管等の協力に関する協定</u>」(資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)に基づき宮城県トラック協会に対し、車両及び人員の応援を要請する。</p>	<p>内容の適正化 (関係各局意見 反映)</p>								
<p>地震・津波 災害対策 編 P119</p> <p>第2章</p>	<p><b>5. 空路輸送</b> 【消防部】</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 空路輸送の拠点とするヘリコプターの離着陸場の選定 災対本部事務局は、消防部、警察、自衛隊等の関係機関と協議の上、下記の離着陸場一覧及びその他適当な箇所の中から空路輸送拠点とするヘリコプターの離着陸場の選定を行うとともに、ヘリコプターの離着陸</p>	<p><b>5. 空路輸送</b> 【消防部】</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 空路輸送の拠点とするヘリコプターの離着陸場の選定 災対本部事務局は、消防部、警察、自衛隊等の関係機関と協議の上、下記の離着陸場一覧及びその他適当な箇所の中から空路輸送拠点とするヘリコプターの離着陸場の選定を行うとともに、ヘリコプターの離着陸</p>									

<p>第15節 緊急輸送 計画</p>	<p>に伴う安全の確保のための措置をとる。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;離着陸場一覧&gt;</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">区分</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">名称</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛行場</td> <td>仙台空港</td> <td>名取市下増田字南原</td> </tr> <tr> <td>飛行場外離着陸場</td> <td>泉福岡訓練場 石積訓練場 大倉牧場訓練場 スプリングバレー訓練場 宮城県消防学校屋外訓練場 深沼（旧仙台市消防ヘリポート）</td> <td>仙台市泉区福岡字蒜但木 1-84 黒川郡富谷町石積字堀田地内 仙台市青葉区大倉字向大倉山地内 仙台市泉区福岡字岳山 14-2 仙台市宮城野区幸町 4丁目 7-1 仙台市若林区荒浜字今切 29-2</td> </tr> <tr> <td>飛行場外離着陸場適地</td> <td colspan="2">（資料 8-5「飛行場外離着陸場適地一覧（臨時ヘリポート）」参照）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	所在地	飛行場	仙台空港	名取市下増田字南原	飛行場外離着陸場	泉福岡訓練場 石積訓練場 大倉牧場訓練場 スプリングバレー訓練場 宮城県消防学校屋外訓練場 深沼（旧仙台市消防ヘリポート）	仙台市泉区福岡字蒜但木 1-84 黒川郡富谷町石積字堀田地内 仙台市青葉区大倉字向大倉山地内 仙台市泉区福岡字岳山 14-2 仙台市宮城野区幸町 4丁目 7-1 仙台市若林区荒浜字今切 29-2	飛行場外離着陸場適地	（資料 8-5「飛行場外離着陸場適地一覧（臨時ヘリポート）」参照）		<p>に伴う安全の確保のための措置をとる。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;離着陸場一覧&gt;</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">区分</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">名称</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛行場</td> <td>仙台空港</td> <td>名取市下増田字南原</td> </tr> <tr> <td>飛行場外離着陸場</td> <td>泉福岡訓練場 石積訓練場 大倉牧場訓練場 スプリングバレー訓練場 宮城県消防学校屋外訓練場 深沼（旧仙台市消防ヘリポート）</td> <td>仙台市泉区福岡字蒜但木向 1-1 黒川郡富谷町石積字堀田地内 仙台市青葉区大倉字菫蒲沼 仙台市泉区福岡字岳山 14-2 仙台市宮城野区幸町 4丁目 7-1 仙台市若林区荒浜字今切 29-2</td> </tr> <tr> <td>飛行場外離着陸場適地</td> <td colspan="2">（資料 8-5「飛行場外離着陸場適地一覧（臨時ヘリポート）」参照）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	所在地	飛行場	仙台空港	名取市下増田字南原	飛行場外離着陸場	泉福岡訓練場 石積訓練場 大倉牧場訓練場 スプリングバレー訓練場 宮城県消防学校屋外訓練場 深沼（旧仙台市消防ヘリポート）	仙台市泉区福岡字蒜但木向 1-1 黒川郡富谷町石積字堀田地内 仙台市青葉区大倉字菫蒲沼 仙台市泉区福岡字岳山 14-2 仙台市宮城野区幸町 4丁目 7-1 仙台市若林区荒浜字今切 29-2	飛行場外離着陸場適地	（資料 8-5「飛行場外離着陸場適地一覧（臨時ヘリポート）」参照）		<p>内容の適正化 （関係各局意見 反映）</p>				
区分	名称	所在地																													
飛行場	仙台空港	名取市下増田字南原																													
飛行場外離着陸場	泉福岡訓練場 石積訓練場 大倉牧場訓練場 スプリングバレー訓練場 宮城県消防学校屋外訓練場 深沼（旧仙台市消防ヘリポート）	仙台市泉区福岡字蒜但木 1-84 黒川郡富谷町石積字堀田地内 仙台市青葉区大倉字向大倉山地内 仙台市泉区福岡字岳山 14-2 仙台市宮城野区幸町 4丁目 7-1 仙台市若林区荒浜字今切 29-2																													
飛行場外離着陸場適地	（資料 8-5「飛行場外離着陸場適地一覧（臨時ヘリポート）」参照）																														
区分	名称	所在地																													
飛行場	仙台空港	名取市下増田字南原																													
飛行場外離着陸場	泉福岡訓練場 石積訓練場 大倉牧場訓練場 スプリングバレー訓練場 宮城県消防学校屋外訓練場 深沼（旧仙台市消防ヘリポート）	仙台市泉区福岡字蒜但木向 1-1 黒川郡富谷町石積字堀田地内 仙台市青葉区大倉字菫蒲沼 仙台市泉区福岡字岳山 14-2 仙台市宮城野区幸町 4丁目 7-1 仙台市若林区荒浜字今切 29-2																													
飛行場外離着陸場適地	（資料 8-5「飛行場外離着陸場適地一覧（臨時ヘリポート）」参照）																														
<p>地震・津波 災害対策 編 P123</p> <p>第2章 第16節 廃棄物処 理計画</p>	<p><b>2. 一般廃棄物の収集運搬〔環境部〕</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) し尿の収集処理</p> <p style="padding-left: 20px;"><b>ア し尿の収集・処理方法</b></p> <p style="padding-left: 40px;">①～② (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">③ 指定避難所におけるし尿の処理については、避難所の開設場所、収容世帯・人員数、上下水道管の被害状況等を把握し、水洗トイレが使用不能であれば備蓄している災害用簡易組立トイレ等を設置して処理する。</p> <p style="padding-left: 40px;">④ (略)</p>	<p><b>2. 一般廃棄物の収集運搬〔環境部〕</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) し尿の収集処理</p> <p style="padding-left: 20px;"><b>ア し尿の収集・処理方法</b></p> <p style="padding-left: 40px;">①～② (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">③ 指定避難所におけるし尿の処理については、避難所の開設場所、受け入れ世帯・人員数、上下水道管の被害状況等を把握し、水洗トイレが使用不能であれば備蓄している災害用簡易組立トイレ等を設置して処理する。</p> <p style="padding-left: 40px;">④ (略)</p>	<p>防災基本計画の 修正の反映</p>																												
<p>地震・津波 災害対策 編 P127</p> <p>第2章 第17節 二次災害 の防止</p>	<p><b>1. 実施機関及び担当業務</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">実施機関</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部事務局</td> <td>・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機 関への通知並びに市民への広報に関する事</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>・災害時における大気汚染の防止に関する事</td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td>・農業用施設の保全及びその総括に関する事</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>・所管整備地区等の保全に関する事 ・宅地災害及び土砂災害の被害調査及びその集約に関する事 ・土砂災害危険区域等の安全確認に関する事 ・被災建物の応急危険度判定の総括に関する事 ・被災建築物応急危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・公共施設（指定避難所等に限る。）の短期的な安全性確認の支援に関する事 ・被災宅地の危険度判定の総括に関する事 ・被災宅地危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・宅地災害に伴う避難の勧告又は指示の発令・解除の判断に必要な情報の収集に 関する事 ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 ・道路、橋梁等の保全及びその総括に関する事 ・街路樹等の災害防止、被害調査及び応急復旧の集約に関する事 ・公園及び緑地の保全に関する事 ・下水道の保全に関する事 ・飼育動物の保護に関する事 ・危険動物の逃走防止対策に関する事 ・所管の河川等の保全に関する事</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>・防火対象物、危険物施設及び高圧ガス施設並びに火薬類関係施設の応急措置の指 導に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	災対本部事務局	・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機 関への通知並びに市民への広報に関する事	環境部	・災害時における大気汚染の防止に関する事	経済部	・農業用施設の保全及びその総括に関する事	都市整備部	・所管整備地区等の保全に関する事 ・宅地災害及び土砂災害の被害調査及びその集約に関する事 ・土砂災害危険区域等の安全確認に関する事 ・被災建物の応急危険度判定の総括に関する事 ・被災建築物応急危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・公共施設（指定避難所等に限る。）の短期的な安全性確認の支援に関する事 ・被災宅地の危険度判定の総括に関する事 ・被災宅地危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・宅地災害に伴う避難の勧告又は指示の発令・解除の判断に必要な情報の収集に 関する事 ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事	建設部	・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 ・道路、橋梁等の保全及びその総括に関する事 ・街路樹等の災害防止、被害調査及び応急復旧の集約に関する事 ・公園及び緑地の保全に関する事 ・下水道の保全に関する事 ・飼育動物の保護に関する事 ・危険動物の逃走防止対策に関する事 ・所管の河川等の保全に関する事	消防部	・防火対象物、危険物施設及び高圧ガス施設並びに火薬類関係施設の応急措置の指 導に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に	<p><b>1. 実施機関及び担当業務</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">実施機関</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部事務局</td> <td>・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機 関への通知並びに市民への広報に関する事</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>・災害時における大気汚染の防止に関する事</td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td>・農業用施設の保全及びその総括に関する事</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>・所管整備地区等の保全に関する事 ・宅地災害及び土砂災害の被害調査及びその集約に関する事 ・土砂災害危険区域等の安全確認に関する事 ・被災建物の応急危険度判定の総括に関する事 ・被災建築物応急危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・公共施設（指定避難所等に限る。）の短期的な安全性確認の支援に関する事 ・被災宅地の危険度判定の総括に関する事 ・被災宅地危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・宅地災害に伴う避難の勧告又は指示の発令・解除の判断に必要な情報の収集に 関する事 ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・造成宅地滑動崩落防止施設の保全に関する事</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 ・道路、橋梁等の保全及びその総括に関する事 ・街路樹等の災害防止、被害調査及び応急復旧の集約に関する事 ・公園及び緑地の保全に関する事 ・下水道の保全に関する事 ・飼育動物の保護に関する事 ・危険動物の逃走防止対策に関する事 ・所管の河川等の保全に関する事</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>・防火対象物、危険物施設及び高圧ガス施設並びに火薬類関係施設の応急措置の指 導に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	災対本部事務局	・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機 関への通知並びに市民への広報に関する事	環境部	・災害時における大気汚染の防止に関する事	経済部	・農業用施設の保全及びその総括に関する事	都市整備部	・所管整備地区等の保全に関する事 ・宅地災害及び土砂災害の被害調査及びその集約に関する事 ・土砂災害危険区域等の安全確認に関する事 ・被災建物の応急危険度判定の総括に関する事 ・被災建築物応急危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・公共施設（指定避難所等に限る。）の短期的な安全性確認の支援に関する事 ・被災宅地の危険度判定の総括に関する事 ・被災宅地危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・宅地災害に伴う避難の勧告又は指示の発令・解除の判断に必要な情報の収集に 関する事 ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・造成宅地滑動崩落防止施設の保全に関する事	建設部	・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 ・道路、橋梁等の保全及びその総括に関する事 ・街路樹等の災害防止、被害調査及び応急復旧の集約に関する事 ・公園及び緑地の保全に関する事 ・下水道の保全に関する事 ・飼育動物の保護に関する事 ・危険動物の逃走防止対策に関する事 ・所管の河川等の保全に関する事	消防部	・防火対象物、危険物施設及び高圧ガス施設並びに火薬類関係施設の応急措置の指 導に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に	<p>内容の適正化 （関係各局意見 反映）</p>
実施機関	担当業務																														
災対本部事務局	・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機 関への通知並びに市民への広報に関する事																														
環境部	・災害時における大気汚染の防止に関する事																														
経済部	・農業用施設の保全及びその総括に関する事																														
都市整備部	・所管整備地区等の保全に関する事 ・宅地災害及び土砂災害の被害調査及びその集約に関する事 ・土砂災害危険区域等の安全確認に関する事 ・被災建物の応急危険度判定の総括に関する事 ・被災建築物応急危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・公共施設（指定避難所等に限る。）の短期的な安全性確認の支援に関する事 ・被災宅地の危険度判定の総括に関する事 ・被災宅地危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・宅地災害に伴う避難の勧告又は指示の発令・解除の判断に必要な情報の収集に 関する事 ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事																														
建設部	・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 ・道路、橋梁等の保全及びその総括に関する事 ・街路樹等の災害防止、被害調査及び応急復旧の集約に関する事 ・公園及び緑地の保全に関する事 ・下水道の保全に関する事 ・飼育動物の保護に関する事 ・危険動物の逃走防止対策に関する事 ・所管の河川等の保全に関する事																														
消防部	・防火対象物、危険物施設及び高圧ガス施設並びに火薬類関係施設の応急措置の指 導に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に																														
実施機関	担当業務																														
災対本部事務局	・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機 関への通知並びに市民への広報に関する事																														
環境部	・災害時における大気汚染の防止に関する事																														
経済部	・農業用施設の保全及びその総括に関する事																														
都市整備部	・所管整備地区等の保全に関する事 ・宅地災害及び土砂災害の被害調査及びその集約に関する事 ・土砂災害危険区域等の安全確認に関する事 ・被災建物の応急危険度判定の総括に関する事 ・被災建築物応急危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・公共施設（指定避難所等に限る。）の短期的な安全性確認の支援に関する事 ・被災宅地の危険度判定の総括に関する事 ・被災宅地危険度判定士の支援要請及び受入れに関する事 ・宅地災害に伴う避難の勧告又は指示の発令・解除の判断に必要な情報の収集に 関する事 ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・造成宅地滑動崩落防止施設の保全に関する事																														
建設部	・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 ・道路、橋梁等の保全及びその総括に関する事 ・街路樹等の災害防止、被害調査及び応急復旧の集約に関する事 ・公園及び緑地の保全に関する事 ・下水道の保全に関する事 ・飼育動物の保護に関する事 ・危険動物の逃走防止対策に関する事 ・所管の河川等の保全に関する事																														
消防部	・防火対象物、危険物施設及び高圧ガス施設並びに火薬類関係施設の応急措置の指 導に関する事 ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に																														

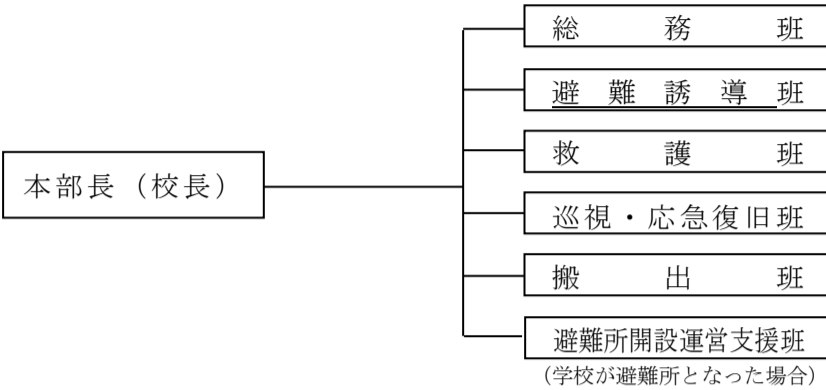
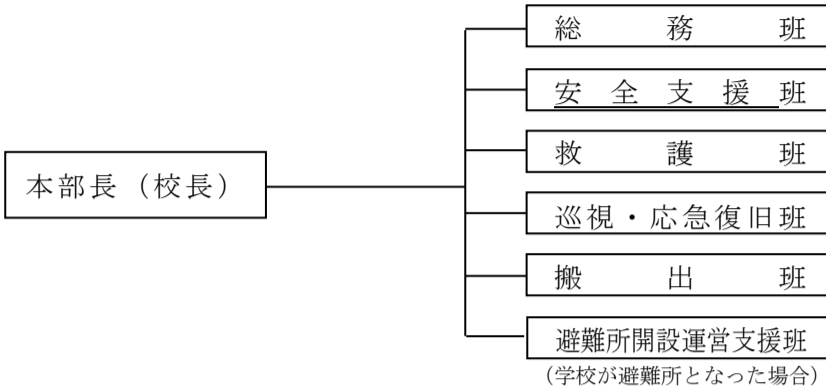
		関すること ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関すること ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関すること			関すること ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関すること ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関すること																																
	区本部	・道路、公園、緑地等の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること ・被災建物に係る応急危険度判定及び危険建物に対する指導に関すること ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関すること ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関すること		区本部	・道路、公園、緑地等の災害防止、被害調査及び応急復旧に関すること ・被災建物に係る応急危険度判定及び危険建物に対する指導に関すること ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関すること ・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関すること																																
地震・津波 災害対策 編 P132  第2章 第17節 二次災害 の防止	<b>6. 公共土木施設等の点検及び応急措置</b> 【経済部、建設部】 (1)～(5) (略)			<b>6. 公共土木施設等の点検及び応急措置</b> 【経済部、都市整備部、建設部】 (1)～(5) (略) <u>(6) 造成宅地滑動崩落防止施設</u> <u>都市整備部は、造成宅地滑動崩落防止施設点検実施基準及び造成宅地滑動崩落防止施設点検要領に基づき点検、変位観測等を行う。その後、応急措置等必要な措置を講ずる。</u>			内容の適正化 (関係各局意見 反映)																														
地震・津波 災害対策 編 P136  第2章 第18節 災害支援 活動のサ ポート	<b>4. 専門ボランティアの受入れ</b> 【市民部、健康福祉部、都市整備部、消防部、水道部】 専門ボランティアの要請、受入れ、連絡・調整等については、関係各部等に対応する。			<b>4. 専門ボランティアの受入れ</b> 【市民部、健康福祉部、都市整備部、消防部、水道部】 専門ボランティアの要請、受入れ、連絡・調整等については、関係各部等に対応する。			内容の適正化 ※災害時給水栓																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>主な対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台市災害時言語ボランティア (市民部)</td> <td>仙台市災害多言語支援センターを窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、仙台市災害多言語支援センター等において、翻訳・通訳など、外国人に対する支援を行う。 (資料 12-6「仙台市災害多言語支援センター」参照)</td> </tr> <tr> <td>障害者災害時ボランティア (健康福祉部)</td> <td>仙台市障害者福祉協会を窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、避難先等において、要介助障害者に対し、必要な情報提供や生活の援助を行う。</td> </tr> <tr> <td>医療ボランティア (健康福祉部)</td> <td>健康福祉部に、医療ボランティアの受付窓口を開設するとともに、区本部保健福祉班及び災害時医療連絡調整本部が連携し、医療情報、医薬品の提供等活動支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定士 (都市整備部)</td> <td>宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口とし、被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。</td> </tr> <tr> <td>被災宅地危険度判定士 (都市整備部)</td> <td>宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口とし、被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。</td> </tr> <tr> <td>仙台市災害時消防支援協力員 (消防部)</td> <td>登録者は、震度6弱以上を観測する地震が発生し、市域全体に被害が拡大していると予想される場合において、居住地付近で発生した災害に対応するとともに、あらかじめ指定された消防署所に自主参集し、消防機関の支援活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>仙台市水道局退職者応援隊 (水道部)</td> <td>登録者は、震度6弱以上を観測する地震等の大規模災害が発生し、市域全体に被害が拡大してい</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	主な対応内容	仙台市災害時言語ボランティア (市民部)	仙台市災害多言語支援センターを窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、仙台市災害多言語支援センター等において、翻訳・通訳など、外国人に対する支援を行う。 (資料 12-6「仙台市災害多言語支援センター」参照)	障害者災害時ボランティア (健康福祉部)	仙台市障害者福祉協会を窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、避難先等において、要介助障害者に対し、必要な情報提供や生活の援助を行う。	医療ボランティア (健康福祉部)	健康福祉部に、医療ボランティアの受付窓口を開設するとともに、区本部保健福祉班及び災害時医療連絡調整本部が連携し、医療情報、医薬品の提供等活動支援を行う。	被災建築物応急危険度判定士 (都市整備部)	宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口とし、被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。	被災宅地危険度判定士 (都市整備部)	宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口とし、被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。	仙台市災害時消防支援協力員 (消防部)	登録者は、震度6弱以上を観測する地震が発生し、市域全体に被害が拡大していると予想される場合において、居住地付近で発生した災害に対応するとともに、あらかじめ指定された消防署所に自主参集し、消防機関の支援活動を行う。	仙台市水道局退職者応援隊 (水道部)	登録者は、震度6弱以上を観測する地震等の大規模災害が発生し、市域全体に被害が拡大してい			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分(担当部)</th> <th>主な対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台市災害時言語ボランティア (市民部)</td> <td>仙台市災害多言語支援センターを窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、仙台市災害多言語支援センター等において、翻訳・通訳など、外国人に対する支援を行う。 (資料 12-6「仙台市災害多言語支援センター」参照)</td> </tr> <tr> <td>障害者災害時ボランティア (健康福祉部)</td> <td>仙台市障害者福祉協会を窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、避難先等において、要介助障害者に対し、必要な情報提供や生活の援助を行う。</td> </tr> <tr> <td>医療ボランティア (健康福祉部)</td> <td>健康福祉部に、医療ボランティアの受付窓口を開設するとともに、区本部保健福祉班及び災害時医療連絡調整本部が連携し、医療情報、医薬品の提供等活動支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定士 (都市整備部)</td> <td>宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口とし、被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。</td> </tr> <tr> <td>被災宅地危険度判定士 (都市整備部)</td> <td>宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口とし、被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。</td> </tr> <tr> <td>仙台市災害時消防支援協力員 (消防部)</td> <td>登録者は、震度6弱以上を観測する地震が発生し、市域全体に被害が拡大していると予想される場合において、居住地付近で発生した災害に対応するとともに、あらかじめ指定された消防署所に自主参集し、消防機関の支援活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>仙台市水道局退職者応援隊 (水道部)</td> <td>登録者は、<u>周辺地域における水道施設被害状況の情報提供を行うとともに、災害時給水栓の立ち</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分(担当部)	主な対応内容	仙台市災害時言語ボランティア (市民部)	仙台市災害多言語支援センターを窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、仙台市災害多言語支援センター等において、翻訳・通訳など、外国人に対する支援を行う。 (資料 12-6「仙台市災害多言語支援センター」参照)	障害者災害時ボランティア (健康福祉部)	仙台市障害者福祉協会を窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、避難先等において、要介助障害者に対し、必要な情報提供や生活の援助を行う。	医療ボランティア (健康福祉部)	健康福祉部に、医療ボランティアの受付窓口を開設するとともに、区本部保健福祉班及び災害時医療連絡調整本部が連携し、医療情報、医薬品の提供等活動支援を行う。	被災建築物応急危険度判定士 (都市整備部)	宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口とし、被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。	被災宅地危険度判定士 (都市整備部)	宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口とし、被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。	仙台市災害時消防支援協力員 (消防部)	登録者は、震度6弱以上を観測する地震が発生し、市域全体に被害が拡大していると予想される場合において、居住地付近で発生した災害に対応するとともに、あらかじめ指定された消防署所に自主参集し、消防機関の支援活動を行う。	仙台市水道局退職者応援隊 (水道部)	登録者は、 <u>周辺地域における水道施設被害状況の情報提供を行うとともに、災害時給水栓の立ち</u>
区 分	主な対応内容																																				
仙台市災害時言語ボランティア (市民部)	仙台市災害多言語支援センターを窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、仙台市災害多言語支援センター等において、翻訳・通訳など、外国人に対する支援を行う。 (資料 12-6「仙台市災害多言語支援センター」参照)																																				
障害者災害時ボランティア (健康福祉部)	仙台市障害者福祉協会を窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、避難先等において、要介助障害者に対し、必要な情報提供や生活の援助を行う。																																				
医療ボランティア (健康福祉部)	健康福祉部に、医療ボランティアの受付窓口を開設するとともに、区本部保健福祉班及び災害時医療連絡調整本部が連携し、医療情報、医薬品の提供等活動支援を行う。																																				
被災建築物応急危険度判定士 (都市整備部)	宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口とし、被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。																																				
被災宅地危険度判定士 (都市整備部)	宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口とし、被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。																																				
仙台市災害時消防支援協力員 (消防部)	登録者は、震度6弱以上を観測する地震が発生し、市域全体に被害が拡大していると予想される場合において、居住地付近で発生した災害に対応するとともに、あらかじめ指定された消防署所に自主参集し、消防機関の支援活動を行う。																																				
仙台市水道局退職者応援隊 (水道部)	登録者は、震度6弱以上を観測する地震等の大規模災害が発生し、市域全体に被害が拡大してい																																				
区 分(担当部)	主な対応内容																																				
仙台市災害時言語ボランティア (市民部)	仙台市災害多言語支援センターを窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、仙台市災害多言語支援センター等において、翻訳・通訳など、外国人に対する支援を行う。 (資料 12-6「仙台市災害多言語支援センター」参照)																																				
障害者災害時ボランティア (健康福祉部)	仙台市障害者福祉協会を窓口とし、派遣の調整を行う。 登録者は、避難先等において、要介助障害者に対し、必要な情報提供や生活の援助を行う。																																				
医療ボランティア (健康福祉部)	健康福祉部に、医療ボランティアの受付窓口を開設するとともに、区本部保健福祉班及び災害時医療連絡調整本部が連携し、医療情報、医薬品の提供等活動支援を行う。																																				
被災建築物応急危険度判定士 (都市整備部)	宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口とし、被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。																																				
被災宅地危険度判定士 (都市整備部)	宮城県建築物等地震対策推進協議会を窓口とし、被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。																																				
仙台市災害時消防支援協力員 (消防部)	登録者は、震度6弱以上を観測する地震が発生し、市域全体に被害が拡大していると予想される場合において、居住地付近で発生した災害に対応するとともに、あらかじめ指定された消防署所に自主参集し、消防機関の支援活動を行う。																																				
仙台市水道局退職者応援隊 (水道部)	登録者は、 <u>周辺地域における水道施設被害状況の情報提供を行うとともに、災害時給水栓の立ち</u>																																				

		ると予想される場合において、周辺地域における水道施設被害状況の情報提供を行うとともに、あらかじめ指定された場所で水道部の行う応急給水活動の支援等を行う。			上げ作業を行うなど、災害対応業務において、水道部の支援を行う。		の開設に関する事項の追加																															
	仙台市職員退職者団体連合会 ( 消 防 部 )	登録者は、災害時に避難所が開設されたときは、自主的に参集し、地域の災害情報の避難所への伝達、地域の要援護者情報の避難所への提供、避難所運営業務の補助などを行う。		仙台市職員退職者団体連合会 ( 危 機 管 理 室 )	登録者は、災害時に避難所が開設されたときは、自主的に参集し、地域の災害情報の避難所への伝達、地域の要援護者情報の避難所への提供、避難所運営業務の補助などを行う。																																	
地震・津波 災害対策 編 P139  第2章 第19節 燃料確保・供給計画	<b>1. 実施機関及び担当業務</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部特別班 ※本部内に特別班を設置</td> <td>災対本部事務局 復興事業部 経 済 部 会 計 部</td> <td>・各部及び区本部からの要請の総括に関する こと ・燃料調達可能場所に係る情報の集約に関する こと ・所管協定に基づく要請に関する こと</td> </tr> <tr> <td>交 通 部</td> <td></td> <td>・所管協定に基づく要請に係る調整に関する こと</td> </tr> <tr> <td>各 部</td> <td></td> <td>・部内の燃料在庫及び需要の把握、燃料の受入 に 関すること</td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> <td></td> <td>・区本部内の燃料在庫及び需要の把握、燃料の 受入 に 関すること</td> </tr> </tbody> </table>		実施機関		担当業務	災対本部特別班 ※本部内に特別班を設置	災対本部事務局 復興事業部 経 済 部 会 計 部	・各部及び区本部からの要請の総括に関する こと ・燃料調達可能場所に係る情報の集約に関する こと ・所管協定に基づく要請に関する こと	交 通 部		・所管協定に基づく要請に係る調整に関する こと	各 部		・部内の燃料在庫及び需要の把握、燃料の受入 に 関すること	区 本 部		・区本部内の燃料在庫及び需要の把握、燃料の 受入 に 関すること	<b>1. 実施機関及び担当業務</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部特別班 ※本部内に特別班を設置</td> <td>災対本部事務局 経 済 部 会 計 部</td> <td>・各部及び区本部からの要請の総括に関する こと ・燃料調達可能場所に係る情報の集約に関する こと ・所管協定に基づく要請に関する こと</td> </tr> <tr> <td>交 通 部</td> <td></td> <td>・所管協定に基づく要請に係る調整に関する こと</td> </tr> <tr> <td>消 防 部</td> <td></td> <td>・災害対応自家給油取扱所での緊急給油に 関すること</td> </tr> <tr> <td>各 部</td> <td></td> <td>・部内の燃料在庫及び需要の把握、燃料の受入 に 関すること</td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> <td></td> <td>・区本部内の燃料在庫及び需要の把握、燃料の 受入 に 関すること</td> </tr> </tbody> </table>		実施機関		担当業務	災対本部特別班 ※本部内に特別班を設置	災対本部事務局 経 済 部 会 計 部	・各部及び区本部からの要請の総括に関する こと ・燃料調達可能場所に係る情報の集約に関する こと ・所管協定に基づく要請に関する こと	交 通 部		・所管協定に基づく要請に係る調整に関する こと	消 防 部		・災害対応自家給油取扱所での緊急給油に 関すること	各 部		・部内の燃料在庫及び需要の把握、燃料の受入 に 関すること	区 本 部		・区本部内の燃料在庫及び需要の把握、燃料の 受入 に 関すること	内容の適正化 ※災害対応自家給油取扱所に関する事項の追加
実施機関		担当業務																																				
災対本部特別班 ※本部内に特別班を設置	災対本部事務局 復興事業部 経 済 部 会 計 部	・各部及び区本部からの要請の総括に関する こと ・燃料調達可能場所に係る情報の集約に関する こと ・所管協定に基づく要請に関する こと																																				
交 通 部		・所管協定に基づく要請に係る調整に関する こと																																				
各 部		・部内の燃料在庫及び需要の把握、燃料の受入 に 関すること																																				
区 本 部		・区本部内の燃料在庫及び需要の把握、燃料の 受入 に 関すること																																				
実施機関		担当業務																																				
災対本部特別班 ※本部内に特別班を設置	災対本部事務局 経 済 部 会 計 部	・各部及び区本部からの要請の総括に関する こと ・燃料調達可能場所に係る情報の集約に関する こと ・所管協定に基づく要請に関する こと																																				
交 通 部		・所管協定に基づく要請に係る調整に関する こと																																				
消 防 部		・災害対応自家給油取扱所での緊急給油に 関すること																																				
各 部		・部内の燃料在庫及び需要の把握、燃料の受入 に 関すること																																				
区 本 部		・区本部内の燃料在庫及び需要の把握、燃料の 受入 に 関すること																																				
地震・津波 災害対策 編 P139  第2章 第19節 燃料確保・供給計画	(新規追加)		<b>2. 平常時の燃料残量の適切な管理</b> <u>各部及び区本部は、所管する公用車両の燃料残量がおおむね半分となった場合、または所管する施設の燃料残量が一定以下となった場合は燃料の補給を行い、残量の適切な管理に努める。</u>		項目の追加																																	
地震・津波 災害対策 編 P139  第2章 第19節 燃料確保・供給計画	<b>3. 燃料供給ルートの確保</b> 各部及び区本部で、通常の契約給油業者を通じて燃料を確保することが困難であり燃料使用の節減および各部・区本部において燃料の融通等の対応を行ってもなお不足が見込まれる場合、災対本部特別班は以下の方法により燃料供給ルートの確保に努める。 (1)～(2) (略) (3) 協定に基づく要請 以下の協定を所管する部は、関係各部と調整の上、各協定の締結先に対して協力を要請する。		<b>4. 燃料供給ルートの確保</b> 各部及び区本部で、通常の契約給油業者を通じて燃料を確保することが困難であり燃料使用の節減および各部・区本部において燃料の融通等の対応を行ってもなお不足が見込まれる場合、災対本部特別班は以下の方法により燃料供給ルートの確保に努める。 (1)～(2) (略) (3) 協定に基づく要請 以下の協定を所管する部は、関係各部と調整の上、各協定の締結先に対して協力を要請する。																																			



	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ「災害等における燃料等の供給協力に関する協定書」 (締結先：宮城県石油商業協同組合) (資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 燃料確保・供給の流れ          公用車用燃料及び施設用燃料の確保・供給の流れはおおむね次の図のとおりである。</p> <p>① 公用車用燃料</p> <p>凡例： → 要請          ↔ 情報共有          ⇨ 燃料供給</p>	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ「災害時におけるバス車両用燃料等の供給協力に関する協定」 (締結先：宮城県石油商業協同組合) (資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)</p> <p>(4) 消防局災害対応自家給油取扱所における公用車両の緊急給油          災対本部特別班は、協定締結先からの燃料供給等によっても公用車両用燃料が不足する場合、仙台市消防局災害対応自家給油取扱所（以下「自家給」という。）での緊急給油について次により消防部と調整を行い、各部・区本部に情報提供を行う。</p> <p>ア 給油の可否及び給油可能量の確認          災対本部特別班は、消防部へ自家給燃料の残量や消防車両の運用状況を確認し、公用車両への給油可否を決定する。</p> <p>イ 給油対象車両の指定          災対本部特別班は、別に定める優先順位に基づき給油対象車両の範囲を決定し、給油先自家給、給油時間等を指定して各部・区本部に情報提供を行う。</p> <p>ウ 給油調整員の派遣          災対本部特別班は、公用車両への自家給での緊急給油を行う場合、当該自家給に給油調整員を派遣する。 (資料〇「(仮)大規模災害時における公用車両の給油優先順位」)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 燃料確保・供給の流れ          公用車用燃料及び施設用燃料の確保・供給の流れはおおむね次の図のとおりである。</p> <p>① 公用車用燃料</p> <p>凡例： → 要請          ↔ 情報共有          ⇨ 燃料供給</p>	<p>内容の適正化 (関係各局意見反映)</p> <p>内容の適正化 ※災害対応自家給油取扱所に関する事項の追加</p> <p>内容の適正化 ※災害対応自家給油取扱所に関する事項の追加</p>
地震・津波 災害対策編	<p>本節では、仙台市域に一定規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し、応急的な救助を行うための計画を定める。</p>	<p>本節では、仙台市域に一定規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し、応急的な救助を行うための計画を定める。</p>	

<p>P141</p> <p>第2章 第20節 災害救助法適用計画</p>	<p><b>1. 実施機関及び担当業務</b></p> <table border="1" data-bbox="365 306 1387 526"> <thead> <tr> <th data-bbox="365 306 584 354">実施機関</th> <th data-bbox="584 306 1387 354">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="365 354 584 478">健康福祉部</td> <td data-bbox="584 354 1387 478"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法に基づく救助の総括に関すること</li> <li>・各部及び各区本部が行う災害救助法に基づく救助項目に係る連絡調整に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 478 584 526">各部・区本部</td> <td data-bbox="584 478 1387 526"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助の実施に関すること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法に基づく救助の総括に関すること</li> <li>・各部及び各区本部が行う災害救助法に基づく救助項目に係る連絡調整に関すること</li> </ul>	各部・区本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助の実施に関すること</li> </ul>	<p><b>1. 実施機関及び担当業務</b></p> <table border="1" data-bbox="1572 306 2540 526"> <thead> <tr> <th data-bbox="1572 306 1797 354">実施機関</th> <th data-bbox="1797 306 2540 354">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1572 354 1797 478">健康福祉部</td> <td data-bbox="1797 354 2540 478"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部及び各区本部が行う災害救助法に基づく救助項目に係る連絡調整に関すること</li> <li>・災害救助法に基づく事務処理の総括に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1572 478 1797 526">各部・区本部</td> <td data-bbox="1797 478 2540 526"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助の実施に関すること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部及び各区本部が行う災害救助法に基づく救助項目に係る連絡調整に関すること</li> <li>・災害救助法に基づく事務処理の総括に関すること</li> </ul>	各部・区本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助の実施に関すること</li> </ul>	<p>内容の適正化 (関係各局意見反映)</p>
実施機関	担当業務														
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法に基づく救助の総括に関すること</li> <li>・各部及び各区本部が行う災害救助法に基づく救助項目に係る連絡調整に関すること</li> </ul>														
各部・区本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助の実施に関すること</li> </ul>														
実施機関	担当業務														
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部及び各区本部が行う災害救助法に基づく救助項目に係る連絡調整に関すること</li> <li>・災害救助法に基づく事務処理の総括に関すること</li> </ul>														
各部・区本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助の実施に関すること</li> </ul>														
<p>地震・津波災害対策編 P145</p> <p>第2章 第21節 行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画</p>	<p><b>3. 遺体の収容、検視・検案及び処理</b> 【健康福祉部、区本部、消防部、宮城海上保安部、宮城県警察本部】</p> <p>仙台市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、警察等の検視、医師による死亡検案を経た上、必要に応じ遺体の一時保存、洗浄や葬祭業者等に遺体の処理を委託する。</p>	<p><b>3. 遺体の収容、検視・検案及び処理</b> 【健康福祉部、区本部、宮城海上保安部、宮城県警察本部】</p> <p>仙台市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、警察等の検視、医師による死亡検案を経た上、必要に応じ遺体の一時保存、洗浄等の処理を葬祭業者等に委託する。</p>	<p>表現修正 (関係各局意見反映)</p>												
<p>地震・津波災害対策編 P159</p> <p>第2章 第23節 災害警備活動・交通規制計画</p>	<p><b>2. 交通規制及び交通秩序の維持</b></p> <p>警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急交通路を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交通規制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急交通路確保のための措置</p> <p>①交通管制施設の活用</p> <p>効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。</p> <p>②放置車両の撤去</p> <p>緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。</p> <p>③～⑤ (略)</p>	<p><b>2. 交通規制及び交通秩序の維持</b></p> <p>警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急交通路を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交通規制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急交通路確保のための措置</p> <p>①交通管制施設の活用</p> <p>効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。</p> <p>②放置車両等の撤去</p> <p>緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両等の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。</p> <p>③～⑤ (略)</p>	<p>防災基本計画の修正の反映</p>												
<p>地震・津波災害対策編 P163-165</p> <p>第2章 第25節 文教対策計画</p>	<p><b>1. 学校の対策</b></p> <p>(1) 災害時の体制</p> <p>ア 学校災害対策本部の設置</p> <p>市立学校の校長（以下「校長」という。）は、災害発生状況等を勘案の上、学校災害対策本部を設置し、迅速に対応に当たる。</p> <p>学校災害対策本部の組織・業務内容等については、学校防災計画の中であらかじめ規定し、校長は災害時にはそれを基に班編成・人員配置等を柔軟に組み替えて設置する。学校災害対策本部の組織や業務内容に</p>	<p><b>1. 学校の対策</b></p> <p>(1) 災害時の体制</p> <p>ア 学校災害対策本部の設置</p> <p>市立学校の校長（以下「校長」という。）は、災害発生状況等を勘案の上、学校災害対策本部を設置し、迅速に対応に当たる。</p> <p>学校災害対策本部の組織・業務内容等については、学校防災計画の中であらかじめ規定し、校長は災害時にはそれを基に班編成・人員配置等を柔軟に組み替えて設置する。学校災害対策本部の組織や業務内容に</p>													

	<p>については次のとおりである。</p>  <p>イ～ウ （略）</p> <p><b>エ 学校が避難所開設を要請された場合の対策</b></p> <p>① 校長は、区本部から避難所開設を要請された場合には、施設・設備の被害状況等を勘案の上、避難所担当課及び地域団体等と連携・協力の下、避難所開設を行う。</p> <p>② 避難者が既に集合している状態で、区本部から避難所の開設要請がなく、市の避難所担当職員が到着していない場合は、校長の判断により、あらかじめ定める避難所運営の支援体制等に基づき応急的な<u>収容</u>措置を行うとともに、避難状況等について区本部に連絡する。</p> <p>③ 避難所の運営への協力体制については、学校防災計画及び避難所運営マニュアルに基づき、被害状況や避難者数に応じた柔軟な体制で対応する。</p> <p><b>(2) 災害時の応急対策</b></p> <p>教育委員会又は校長は、災害が発生した場合において、速やかに被害の状況を把握し、その状況に適した措置を講ずる。</p> <p>ア～キ （略）</p> <p><b>ク 児童生徒の心のケア</b></p> <p>教育委員会は、被災した児童生徒に対し、スクールカウンセラーや臨床心理士等による支援を実施する。また、必要に応じ、専門家等による委員会を設置するなどして充実を図るほか、症状が一定期間経過後に現れることもあることから、中長期的なケアも視野に入れながら対応を行う。</p>	<p>については次のとおりである。</p>  <p>イ～ウ （略）</p> <p><b>エ 学校が避難所開設を要請された場合の対策</b></p> <p>① 校長は、区本部から避難所開設を要請された場合には、施設・設備の被害状況等を勘案の上、避難所担当課及び地域団体等と連携・協力の下、避難所開設を行う。</p> <p>② 避難者が既に集合している状態で、区本部から避難所の開設要請がなく、市の避難所担当職員が到着していない場合は、校長の判断により、あらかじめ定める避難所運営の支援体制等に基づき応急的な<u>受け入れ</u>措置を行うとともに、避難状況等について区本部に連絡する。</p> <p>③ 避難所の運営への協力体制については、学校防災計画及び避難所運営マニュアルに基づき、被害状況や避難者数に応じた柔軟な体制で対応する。</p> <p><b>(2) 災害時の応急対策</b></p> <p>教育委員会又は校長は、災害が発生した場合において、速やかに被害の状況を把握し、その状況に適した措置を講ずる。</p> <p>ア～キ （略）</p> <p><b>ク 児童生徒の心のケア</b></p> <p>教育委員会は、被災した児童生徒に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、精神科医等による支援を実施する。また、必要に応じ、専門家等による委員会を設置するなどして充実を図るほか、症状が一定期間経過後に現れることもあることから、中長期的なケアも視野に入れながら対応を行う。</p>	<p>内容の適正化 （関係部局意見 反映）</p> <p>防災基本計画の 修正の反映</p> <p>内容の適正化 （関係部局意見 反映）</p>
<p>地震・津波 災害対策 編 P168-169</p> <p>第2章 第26節 応急給 水・水道復 旧計画</p>	<p><b>3. 応急給水計画 【水道部】</b></p> <p>(1) 応急給水方法</p> <p>応急給水は拠点給水・運搬給水・臨時給水を組み合わせ効率的に行う。</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 臨時給水：臨時給水栓・消火栓・仮設水槽による給水</p> <p>(2) 重要施設と優先順位</p> <p>応急給水は、人命に関わる施設から優先して行う。</p> <p>特に大規模災害発生時の被災初期段階では、他都市からの応援が期待できず、給水車の台数に制約が生じることから、健康福祉部や区本部との連絡を密に取りながら、災害拠点病院、指定避難所、社会福祉施設等を優先して応急給水を行うものとする。</p>	<p><b>3. 応急給水計画 【水道部】</b></p> <p>(1) 応急給水方法</p> <p>応急給水は拠点給水・運搬給水・臨時給水を組み合わせ効率的に行う。</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 臨時給水：臨時給水栓・仮設水槽による給水</p> <p>(2) 重要施設と優先順位</p> <p>応急給水は、人命に関わる施設から優先して行う。</p> <p>特に大規模災害発生時の被災初期段階では、給水車の台数が不足することから、健康福祉部や区本部との連絡を取りながら、災害拠点病院、指定避難所、社会福祉施設等を優先して応急給水を行うものとする。</p> <p>(3) 応急給水用資機材</p>	<p>表現修正 （関係部局意見 反映）</p>

	<p>(3) 応急給水用資機材</p> <p style="text-align: right;">平成 26 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">品 名</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">数 量</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">容 量 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給水タンク車</td> <td>3 台</td> <td>2 m<sup>3</sup>ローリー車 (圧送可能型)</td> </tr> <tr> <td>2 台</td> <td>3 m<sup>3</sup>ローリー車 (圧送可能型)</td> </tr> <tr> <td>1 台</td> <td>4 m<sup>3</sup>ローリー車 (圧送可能型)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アルミタンク</td> <td>6 基</td> <td>2 m<sup>3</sup>タンク</td> </tr> <tr> <td>28 基</td> <td>1 m<sup>3</sup>タンク</td> </tr> <tr> <td>ポリ携行缶</td> <td>1,700 個</td> <td>20 ℓ</td> </tr> <tr> <td>ポリ袋</td> <td>20,000 枚</td> <td>6 ℓ</td> </tr> <tr> <td>仮設水槽</td> <td>16 基</td> <td>1 m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table>	品 名	数 量	容 量 等	給水タンク車	3 台	2 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)	2 台	3 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)	1 台	4 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)	アルミタンク	6 基	2 m <sup>3</sup> タンク	28 基	1 m <sup>3</sup> タンク	ポリ携行缶	1,700 個	20 ℓ	ポリ袋	20,000 枚	6 ℓ	仮設水槽	16 基	1 m <sup>3</sup>	<p style="text-align: right;">平成 26 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">品 名</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">数 量</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">容 量 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給水タンク車</td> <td>3 台</td> <td>2 m<sup>3</sup>ローリー車 (圧送可能型)</td> </tr> <tr> <td>2 台</td> <td>3 m<sup>3</sup>ローリー車 (圧送可能型)</td> </tr> <tr> <td>1 台</td> <td>4 m<sup>3</sup>ローリー車 (圧送可能型)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アルミタンク</td> <td>6 基</td> <td>2 m<sup>3</sup>タンク</td> </tr> <tr> <td>28 基</td> <td>1 m<sup>3</sup>タンク</td> </tr> <tr> <td>組立式仮設水槽</td> <td>64 基</td> <td>1 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>キャンパス製 仮設水槽</td> <td>16 基</td> <td>1 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>ポリ給水袋</td> <td>20,000 枚</td> <td>6 ℓ</td> </tr> <tr> <td>ポリ携行缶</td> <td>1,700 個</td> <td>20 ℓ</td> </tr> </tbody> </table>	品 名	数 量	容 量 等	給水タンク車	3 台	2 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)	2 台	3 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)	1 台	4 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)	アルミタンク	6 基	2 m <sup>3</sup> タンク	28 基	1 m <sup>3</sup> タンク	組立式仮設水槽	64 基	1 m <sup>3</sup>	キャンパス製 仮設水槽	16 基	1 m <sup>3</sup>	ポリ給水袋	20,000 枚	6 ℓ	ポリ携行缶	1,700 個	20 ℓ	<p>内容の適正化 (関係部局意見 反映)</p>
品 名	数 量	容 量 等																																																				
給水タンク車	3 台	2 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)																																																				
	2 台	3 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)																																																				
	1 台	4 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)																																																				
アルミタンク	6 基	2 m <sup>3</sup> タンク																																																				
	28 基	1 m <sup>3</sup> タンク																																																				
ポリ携行缶	1,700 個	20 ℓ																																																				
ポリ袋	20,000 枚	6 ℓ																																																				
仮設水槽	16 基	1 m <sup>3</sup>																																																				
品 名	数 量	容 量 等																																																				
給水タンク車	3 台	2 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)																																																				
	2 台	3 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)																																																				
	1 台	4 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)																																																				
アルミタンク	6 基	2 m <sup>3</sup> タンク																																																				
	28 基	1 m <sup>3</sup> タンク																																																				
組立式仮設水槽	64 基	1 m <sup>3</sup>																																																				
キャンパス製 仮設水槽	16 基	1 m <sup>3</sup>																																																				
ポリ給水袋	20,000 枚	6 ℓ																																																				
ポリ携行缶	1,700 個	20 ℓ																																																				
<p>地震・津波 災害対策 編 P171</p> <p>第 2 章 第 26 節 応 急 給 水・水道復 旧計画</p>	<p><b>8. 応急給水補完対策</b> 【環境部、区本部】</p> <p>主に生活用水の確保という観点から、水道部が実施する応急給水を補完するため、次のような対策を講じる。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 井戸水の活用</p> <p>災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活用水の確保が重要である。災害時における地域の生活用水の確保という観点から、現に有効に使用されている事業用・個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;災害応急用井戸登録数&gt;</b></p> <p style="text-align: right;">平成 26 年 10 月 15 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;"></th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">青 葉 区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">宮 城 野 区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">若 林 区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">太 白 区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">泉 区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">登録井戸数</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">44</td> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">251</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(資料 9-20 「災害応急用井戸登録事業者一覧」参照)</p>		青 葉 区	宮 城 野 区	若 林 区	太 白 区	泉 区	合 計	登録井戸数	100	44	49	35	23	251	<p><b>8. 応急給水補完対策</b> 【環境部、区本部】</p> <p>主に生活用水の確保という観点から、水道部が実施する応急給水を補完するため、次のような対策を講じる。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 井戸水の活用</p> <p>災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活用水の確保が重要である。災害時における地域の生活用水の確保という観点から、現に有効に使用されている事業用・個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;災害応急用井戸登録数&gt;</b></p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 10 月末日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;"></th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">青 葉 区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">宮 城 野 区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">若 林 区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">太 白 区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">泉 区</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #00a0e3; color: white;">登録井戸数</td> <td style="text-align: center;">137</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">289</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(資料 9-20 「災害応急用井戸登録事業者一覧」参照)</p>		青 葉 区	宮 城 野 区	若 林 区	太 白 区	泉 区	合 計	登録井戸数	137	45	49	34	24	289	<p>内容の適正化 (関係部局意見 反映)</p>																							
	青 葉 区	宮 城 野 区	若 林 区	太 白 区	泉 区	合 計																																																
登録井戸数	100	44	49	35	23	251																																																
	青 葉 区	宮 城 野 区	若 林 区	太 白 区	泉 区	合 計																																																
登録井戸数	137	45	49	34	24	289																																																
<p>地震・津波 災害対策 編 P175</p> <p>第 2 章 第 29 節 ガ ス 施 設 災 害 応 急 計 画</p>	<p><b>1. 災害時の要員確保</b></p> <p>「仙台市ガス局災害対策要綱」によるほか、震度 4 以上を観測する地震が発生した場合は、配備指令の有無にかかわらず、あらかじめ指定を受けた職員が自動出動し、主要ガス施設の点検を行い、被害状況に応じた配備をとる。</p> <p>なお、本市の単独復旧が困難と判断された場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(日本ガス協会)に基づき、一般社団法人日本ガス協会を通じ、他のガス事業者へ応援要請を行うほか、仙台ガス工事協同組合を通じ、仙台市ガス工事人(平成 26 年 10 月現在 118 社)へ応援を要請する。</p>	<p><b>1. 災害時の要員確保</b></p> <p>「仙台市ガス局災害対策要綱」によるほか、震度 4 以上を観測する地震が発生した場合は、配備指令の有無にかかわらず、あらかじめ指定を受けた職員が自動出動し、主要ガス施設の点検を行い、被害状況に応じた配備をとる。</p> <p>なお、本市の単独復旧が困難と判断された場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(日本ガス協会)に基づき、一般社団法人日本ガス協会を通じ、他のガス事業者へ応援要請を行うほか、仙台ガス工事協同組合を通じ、仙台市ガス工事人(平成 27 年 10 月現在 117 社)へ応援を要請する。</p>	<p>内容の適正化 (関係部局意見 反映)</p>																																																			
<p>地震・津波 災害対策 編 P179</p>	<p><b>1. 災害対策本部の設置等</b></p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>災害による被害が激甚な場合等において、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、「仙台市交通局</p>	<p><b>1. 災害対策本部の設置等</b></p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>災害による被害が激甚な場合等において、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、「仙台市交通局</p>																																																				

<p>第2章 第31節 交通施設 災害応急 計画</p>	<p>災害対策要綱」に基づき職員を動員し、交通局総合災害対策本部を設置する。 また、被害の程度がこれに至らない場合は、総務部に情報連絡班及び庶務広報班を、自動車部、<u>高速電</u>車部及び東西線建設本部に現場災害対策本部を設置し、災害対策に当たる。</p>	<p>災害対策要綱」に基づき職員を動員し、交通局総合災害対策本部を設置する。 また、被害の程度がこれに至らない場合は、総務部に情報連絡班及び庶務広報班を、自動車部、<u>鉄道管理</u>部、<u>鉄道技術部</u>及び東西線建設本部に現場災害対策本部を設置し、災害対策に当たる。</p>	<p>内容の適正化 (関係部局意見 反映)</p>																				
<p>地震・津波 災害対策 編 P184</p> <p>第2章 第33節 交通施設 災害応急 計画</p>	<p><b>1. 実施機関及び担当業務</b></p> <table border="1" data-bbox="311 493 1330 961"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>(応急仮設住宅班) ・応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関する事 ・応急仮設住宅の入退去等の管理に関する事</td> </tr> <tr> <td>財政部</td> <td>(契約班) ・応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事</td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td>(地域支援班) ・技能職団体への協力要請に関する事</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>(庶務班) ・災害救助法に基づく救助の総括に関する事 ・住宅の応急修理及び障害物の除去の決定並びに建設業者との契約の 総括に関する事 ・応急仮設住宅の必要戸数の決定に関する事 ・応急仮設住宅の入居者の決定に関する事 ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅)の入退去等の管理の総括に関する 事</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下表省略)</p>	実施機関	担当業務	総務部	(応急仮設住宅班) ・応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関する事 ・応急仮設住宅の入退去等の管理に関する事	財政部	(契約班) ・応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事	市民部	(地域支援班) ・技能職団体への協力要請に関する事	健康福祉部	(庶務班) ・災害救助法に基づく救助の総括に関する事 ・住宅の応急修理及び障害物の除去の決定並びに建設業者との契約の 総括に関する事 ・応急仮設住宅の必要戸数の決定に関する事 ・応急仮設住宅の入居者の決定に関する事 ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅)の入退去等の管理の総括に関する 事	<p><b>1. 実施機関及び担当業務</b></p> <table border="1" data-bbox="1498 493 2516 961"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>(応急仮設住宅班) ・応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関する事 ・応急仮設住宅の入退去等の管理に関する事</td> </tr> <tr> <td>財政部</td> <td>(契約班) ・応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事</td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td>(地域支援班) ・技能職団体への協力要請に関する事</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>(庶務班) ・災害救助法に基づく事務処理の総括に関する事 ・住宅の応急修理及び障害物の除去の決定並びに建設業者との契約の 総括に関する事 ・応急仮設住宅の必要戸数の決定に関する事 ・応急仮設住宅の入居者の決定に関する事 ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅)の入退去等の管理の総括に関する 事</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下表省略)</p>	実施機関	担当業務	総務部	(応急仮設住宅班) ・応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関する事 ・応急仮設住宅の入退去等の管理に関する事	財政部	(契約班) ・応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事	市民部	(地域支援班) ・技能職団体への協力要請に関する事	健康福祉部	(庶務班) ・災害救助法に基づく事務処理の総括に関する事 ・住宅の応急修理及び障害物の除去の決定並びに建設業者との契約の 総括に関する事 ・応急仮設住宅の必要戸数の決定に関する事 ・応急仮設住宅の入居者の決定に関する事 ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅)の入退去等の管理の総括に関する 事	<p>内容の適正化 (関係部局意見 反映)</p>
実施機関	担当業務																						
総務部	(応急仮設住宅班) ・応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関する事 ・応急仮設住宅の入退去等の管理に関する事																						
財政部	(契約班) ・応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事																						
市民部	(地域支援班) ・技能職団体への協力要請に関する事																						
健康福祉部	(庶務班) ・災害救助法に基づく救助の総括に関する事 ・住宅の応急修理及び障害物の除去の決定並びに建設業者との契約の 総括に関する事 ・応急仮設住宅の必要戸数の決定に関する事 ・応急仮設住宅の入居者の決定に関する事 ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅)の入退去等の管理の総括に関する 事																						
実施機関	担当業務																						
総務部	(応急仮設住宅班) ・応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関する事 ・応急仮設住宅の入退去等の管理に関する事																						
財政部	(契約班) ・応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事																						
市民部	(地域支援班) ・技能職団体への協力要請に関する事																						
健康福祉部	(庶務班) ・災害救助法に基づく事務処理の総括に関する事 ・住宅の応急修理及び障害物の除去の決定並びに建設業者との契約の 総括に関する事 ・応急仮設住宅の必要戸数の決定に関する事 ・応急仮設住宅の入居者の決定に関する事 ・応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅)の入退去等の管理の総括に関する 事																						
<p>地震・津波 災害対策 編 P198</p> <p>第2章 第35節 民生安定 のための 緊急措置 に関する 計画</p>	<p><b>3. 生活復興支援資金の貸付 【仙台市社会福祉協議会】</b></p> <p>震災により被災し、<u>り災証明</u>、<u>り災届出証明書</u>の発行を受けている低所得者世帯に当面の生活に必要な経費の貸付を行う。</p> <table border="1" data-bbox="347 1152 1162 1483"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時生活支援費 (当面の生活費)</td> <td>月20万以内(単身世帯15万以内)×6か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※<u>り災証明書</u>が必要</td> </tr> <tr> <td>生活再建費 (居住の移転費、 家具などの購入費)</td> <td>80万以内 ※貸付内容により、<u>り災証明書</u>、<u>り災届出証明書</u>が必要</td> </tr> <tr> <td>住宅補修費</td> <td>250万以内 ※市の災害援護資金貸付との併用はできない ※<u>り災証明書</u>が必要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 対象：仙台市内に住居があるか、又は今後当面の間、仙台市内に居住して生活復興に向けた取り組みを行う世帯(収入の目安あり。他の受給制度や貸付制度優先)</p> <p>(2) 利率：年1.5% ※保証人を立てる場合は無利子</p> <p>(3) 据置期間：2年以内</p> <p>(4) 償還期間：据置期間経過後20年以内で借入金額により設定</p> <p><b>4. 社会福祉資金の貸付 【仙台市社会福祉協議会】</b></p> <p>災害により被害を受けた低所得者に対し、その経済的自立の助成を図るため、社会福祉法人仙台市社会福祉</p>	種類	内容	一時生活支援費 (当面の生活費)	月20万以内(単身世帯15万以内)×6か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※ <u>り災証明書</u> が必要	生活再建費 (居住の移転費、 家具などの購入費)	80万以内 ※貸付内容により、 <u>り災証明書</u> 、 <u>り災届出証明書</u> が必要	住宅補修費	250万以内 ※市の災害援護資金貸付との併用はできない ※ <u>り災証明書</u> が必要	<p><b>3. 生活復興支援資金の貸付 【仙台市社会福祉協議会】</b></p> <p>震災により被災し、<u>罹災証明</u>、<u>罹災届出証明書</u>の発行を受けている低所得者世帯に当面の生活に必要な経費の貸付を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1530 1152 2345 1483"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時生活支援費 (当面の生活費)</td> <td>月20万以内(単身世帯15万以内)×6か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※<u>罹災証明書</u>が必要</td> </tr> <tr> <td>生活再建費 (居住の移転費、 家具などの購入費)</td> <td>80万以内 ※<u>罹災証明書</u>、<u>罹災届出証明書</u>が必要 ※貸付内容により、<u>被災証明書</u>も必要</td> </tr> <tr> <td>住宅補修費</td> <td>250万以内 ※市の災害援護資金貸付が優先される ※<u>罹災証明書</u>が必要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 対象：仙台市内に住居があるか、又は今後当面の間、仙台市内に居住して生活復興に向けた取り組みを行う世帯(収入の目安あり。他の受給制度や貸付制度優先)</p> <p>(2) 利率：年1.5% ※<u>連帯保証人</u>を立てる場合は無利子</p> <p>(3) 据置期間：2年以内</p> <p>(4) 償還期間：据置期間経過後20年以内で借入金額により設定</p> <p><b>4. 社会福祉資金の貸付 【仙台市社会福祉協議会】</b></p> <p>災害により被害を受けた低所得者に対し、その経済的自立の助成を図るため、社会福祉法人仙台市社会福祉</p>	種類	内容	一時生活支援費 (当面の生活費)	月20万以内(単身世帯15万以内)×6か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※ <u>罹災証明書</u> が必要	生活再建費 (居住の移転費、 家具などの購入費)	80万以内 ※ <u>罹災証明書</u> 、 <u>罹災届出証明書</u> が必要 ※貸付内容により、 <u>被災証明書</u> も必要	住宅補修費	250万以内 ※市の災害援護資金貸付が優先される ※ <u>罹災証明書</u> が必要	<p>内容の適正化 (関係機関意見 反映)</p>				
種類	内容																						
一時生活支援費 (当面の生活費)	月20万以内(単身世帯15万以内)×6か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※ <u>り災証明書</u> が必要																						
生活再建費 (居住の移転費、 家具などの購入費)	80万以内 ※貸付内容により、 <u>り災証明書</u> 、 <u>り災届出証明書</u> が必要																						
住宅補修費	250万以内 ※市の災害援護資金貸付との併用はできない ※ <u>り災証明書</u> が必要																						
種類	内容																						
一時生活支援費 (当面の生活費)	月20万以内(単身世帯15万以内)×6か月以内 ※震災による減収があり、低所得世帯になった世帯 ※ <u>罹災証明書</u> が必要																						
生活再建費 (居住の移転費、 家具などの購入費)	80万以内 ※ <u>罹災証明書</u> 、 <u>罹災届出証明書</u> が必要 ※貸付内容により、 <u>被災証明書</u> も必要																						
住宅補修費	250万以内 ※市の災害援護資金貸付が優先される ※ <u>罹災証明書</u> が必要																						

	<p>協議会社会福祉資金貸付規程に基づき、社会福祉資金の貸付を行う。申込みは、<u>各区社会福祉協議会事務局</u>に行う。</p> <table border="1" data-bbox="341 360 1042 430"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>貸付限度額</th> <th>利 子</th> <th>貸付機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉資金</td> <td>15万円以内</td> <td>無利子</td> <td>30か月以内</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>5. 母子及び寡婦福祉資金の貸付</b> 【子供未来部、区本部】  災害により被害を受けた母子家庭や寡婦の方の生活安定とその家庭の子どもの福祉のため無利子又は低利子で各種資金の貸付を行う。償還は、月賦、半年賦又は年賦償還のいずれかによる元利均等償還となる。申込みは、各区家庭健康課へ行う。(貸付を受ける場合は、保証人が必要)</p>	名 称	貸付限度額	利 子	貸付機関	社会福祉資金	15万円以内	無利子	30か月以内	<p>協議会社会福祉資金貸付規程に基づき、社会福祉資金の貸付を行う。申込みは、社会福祉協議会<u>各区事務所</u>に行う。</p> <table border="1" data-bbox="1524 360 2226 430"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>貸付限度額</th> <th>利 子</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉資金</td> <td>15万円以内</td> <td>無利子</td> <td>30か月以内</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(1) 対象</b>  <u>市内に6か月以上居住しており、資金の融資を他から受けることが困難な世帯</u></p> <p><b>(2) 保証人</b>  <u>1名要(市内在住で、独立生計を営んでいる方)</u></p> <p><b>5. 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付</b> 【子供未来部、区本部】  災害により被害を受けた母子・父子家庭や寡婦の方の生活安定とその家庭の子どもの福祉のため無利子又は低利子で各種資金の貸付を行う。償還は、月賦、半年賦又は年賦償還のいずれかによる元利均等償還となる。申込みは、各区家庭健康課へ行う。(貸付を受ける場合は、保証人が必要)</p>	名 称	貸付限度額	利 子	貸付期間	社会福祉資金	15万円以内	無利子	30か月以内	<p>内容の適正化  (関係機関意見反映)</p> <p>内容の適正化  (関係部局意見反映)</p>
名 称	貸付限度額	利 子	貸付機関																
社会福祉資金	15万円以内	無利子	30か月以内																
名 称	貸付限度額	利 子	貸付期間																
社会福祉資金	15万円以内	無利子	30か月以内																
<p>地震・津波  災害対策  編  P203</p> <p>第2章  第35節  民生安定  のための  緊急措置  に関する  計画</p>	<p><b>12. 保育所保育料の減免</b> 【子供未来部、区本部】  災害により家屋等に著しい損害を受けた場合、<u>仙台市児童福祉法施行細則(平成元年規則第90号)</u>の定めるところにより、発災の当月から6月間保育料を減免することができる。</p> <p>(略)</p>	<p><b>12. 保育施設等保育料の減免</b> 【子供未来部、区本部】  災害により家屋等に著しい損害を受けた場合、<u>仙台市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年規則第2号)</u>の定めるところにより、発災の当月から6月間保育料を減免することができる。</p> <p>(略)</p>	<p>内容の適正化  (関係機関意見反映)</p>																
<p>地震・津波  災害対策  編  P207</p> <p>第2章  第35節  民生安定  のための  緊急措置  に関する  計画</p>	<p><b>24. リ災証明書の発行</b> 【財政部、消防部、区本部】</p> <p>災害対策基本法第90条の2の規定により、災害による被害の程度に応じた適切な支援を図るため、<u>災害救助法による各種施策や市税等の減免を実施するに当たって必要な住家及び非住家(以下「住家等」という。)</u>について被害の状況を調査し、<u>市長・消防署長が確認できる被害についてリ災証明書を発行する。</u></p> <p><b>(1) リ災証明事項</b>  <u>リ災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害によって被害を受けた住家等について、全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、流出、床上浸水及び床下浸水の証明を行う。</u></p> <p><b>(2) リ災証明者</b>  <u>災対本部が設置された場合におけるリ災証明は、市長が行う。</u>  <u>ただし、災対本部が設置されない場合のリ災証明及び災対本部の設置の有無にかかわらず、火災によるリ災証明は、対象となる住家等が所在する管轄消防署長が行う。</u></p> <p><b>(3) 被災程度の判定</b>  「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)に規定されている住家等の被害認定については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成</p>	<p><b>24. 罹災証明書等の発行</b> 【財政部、消防部、区本部】</p> <p><b>(1) 罹災証明書(火災以外の原因に起因するもの)</b>  災害対策基本法第90条の2の規定により、災害による被害の程度に応じた適切な支援を図るため、住家及び非住家(以下「住家等」という。)について被害の状況を調査し、市長が確認できる被害について<u>罹災証明書を発行する。 ※ 以下本節において、「部」「区本部」の表記については、災害警戒本部体制以下の場合は「局」「区役所」と読み替えるものとする。</u></p> <p><b>ア 証明内容</b>  <u>罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害によって被害を受けた住家等について、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、流出、床上浸水及び床下浸水といった被害程度の証明を行う。</u></p> <p><b>イ 判定基準</b>  「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)に規定されている住家等の被害認定については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成</p>	<p>内容の適正化  ※(1)火災以外の原因に起因するものと、  (2)火災に起因するものに分けて整理</p>																

<p>25年6月改定 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）（以下「運用指針」という。）に示されており、この運用指針に基づき調査及び判定を行う。</p> <p>なお、災害発生時においては、内閣府より運用指針の改定や暫定的な運用等が発出される場合があることから、情報収集に努め、調整を図り、調査及び判定を行う必要がある。</p> <p><u>（４）「り災証明書」発行体制等について</u></p> <p><u>り災証明書の発行までの業務体制を次のとおりとする。</u></p> <p>ア <u>災対本部設置時の災害に伴うり災証明書（火災を除く）</u>  受付、入力は一級本部が主体となって実施し、建物被害認定調査及び発行事務については財政部主体で実施する。</p> <p>イ <u>ア以外のり災証明書</u>  消防部が主体となって実施する。</p> <p><u>（５）「り災届出証明書」の発行について</u></p> <p><u>り災届出証明書は次の場合に発行する。</u></p> <p>ア <u>災害により住家等以外の物に被害が生じたものについて届出がなされた場合（火災を除く）</u></p> <p>イ <u>住家等に被害が生じた確実な証拠が立証できないものについて届出がなされた場合</u></p>	<p>25年6月改定 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）（以下「運用指針」という。）に示されており、この運用指針に基づき調査及び判定を行う。</p> <p>なお、災害発生時においては、内閣府より運用指針の改定や暫定的な運用等が発出される場合があることから、情報収集に努め、調整を図り、調査及び判定を行う必要がある。</p> <p><u>ウ 発行体制</u></p> <p>受付、入力は区本部が主体となって実施し、建物被害認定調査及び発行事務については財政部主体で実施する。</p> <p><u>（２）罹災証明書（火災に起因するもの）</u></p> <p><u>消防法第31条の規定により実施する火災調査に基づき、災害対策基本法第90条の2の規定により、消防署長が確認できる被害について罹災証明書を発行する。</u></p> <p><u>ア 証明内容</u></p> <p><u>罹災証明は、火災により被害を受けたすべての物件について、被害の状況に関する証明を行うとともに、住家等については被災程度（全焼・半焼等）の証明を行う。</u></p> <p><u>イ 判定基準</u></p> <p><u>前期(1)イ及び「火災報告取扱要領」（平成6年4月21日消防第100号消防庁長官）に規定されている認定基準に基づき調査及び判定を行う。</u></p> <p><u>ウ 発行体制</u></p> <p><u>罹災物件が所在する管轄消防署が受付、発行事務を実施する。</u></p> <p><u>（３）罹災届出証明書</u></p> <p><u>次に掲げるものを証する書面として罹災届出証明書を発行する。</u></p> <p>ア <u>災害により住家等以外の不動産又は動産に係る被害が生じた旨の届出がなされたこと</u></p> <p>イ <u>罹災証明に係る申請を受け付けたこと</u></p>
--	---